

再エネ設備の新規導入につながる 電力調達構築事業

助成金申請の手引き

Ver. 3.0

令和 5 年 4 月

＜交付申請受付期間＞

令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 3 月 29 日まで

(お問い合わせ先・申請書類提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 10 階

TEL：03-5990-5067

ホームページ： <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/saiene-offsite>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 38 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成 20 年 2 月 4 日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年 4 月 1 日に活動を開始しました。

《目次》

助成金を申請される皆様へ.....	1
1. 事業概要	2
1.1 目的（実施要綱第 1 条参照）	2
1.2 事業スキーム.....	2
1.3 申請手続きの流れ.....	3
2. 助成内容	4
2.1 助成対象事業（交付要綱第 3 条参照）	4
2.2 助成対象事業者（交付要綱第 4 条参照）	8
2.3 助成対象設備（交付要綱第 5 条参照）	10
2.4 助成対象経費（交付要綱第 6 条参照）	14
2.5 助成金の額（交付要綱第 7 条参照）	18
2.6 交付の条件（交付要綱第 11 条参照）	19
2.7 契約等（交付要綱第 12 条参照）	20
3. 申請手続き	21
3.1 募集期間.....	21
3.2 実績報告締切期限.....	21
3.2 申請書類.....	21
3.3 手続代行者（交付要綱第 9 条参照）	22
3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項.....	22
3.5 審査	29
3.6 交付決定（交付要綱第 10 条参照）	31
3.7 助成事業の開始から完了まで	31
3.8 助成金の額の確定及び助成金の交付（交付要綱第 23 条参照）	34
3.9 交付決定の取消し（交付要綱第 24 条参照）	35
3.10 助成金の返還（交付要綱第 25 条参照）	35
3.11 違約加算金（交付要綱第 26 条参照）	35
3.12 延滞金（交付要綱第 27 条参照）	36
3.13 他の助成金等の一時停止（交付要綱第 28 条参照）	36
3.14 財産の管理及び処分（交付要綱第 29 条参照）	36
3.15 電力供給施設の変更（交付要綱第 30 条参照）	38
3.16 電力供給解除の制限（交付要綱第 31 条）	38
3.17 算出金の請求等（交付要綱第 32 条参照）	38
3.18 助成事業の経理（交付要綱第 33 条参照）	38
3.19 調査等、指導・助言（交付要綱第 34 条、35 条参照）	39
3.20 個人情報等の取り扱い（交付要綱第 36 条参照）	39
3.21 その他.....	39

3.22 様式一覧	40
4. 申請書類提出方法	41
4.1 提出方法	41
4.2 お問い合わせ先	41
4.3 提出書類一覧	42
5. 申請書類作成例	52
5.1 添付資料作成例	52
6. よくある質問	58
6.1 助成金制度について	58
6.2 助成対象について	58
6.3 申請方法について	61
6.4 その他	61

改訂履歴

Ver.（更新年月日）	更新箇所	内容
Ver. 1. 0（令和 3 年 8 月 23 日）	-	初版
Ver. 2. 0（令和 4 年 4 月 1 日）	-	交付要綱改正に伴う改版
Ver. 2. 1（令和 4 年 9 月 16 日）	2. 3	交付要綱改正に伴う改版 助成対象機器に蓄電池の追加
Ver. 2. 2（令和 4 年 12 月 12 日）	6. 1～6. 4	よくある質問の新規追加
Ver. 2. 3（令和 5 年 3 月 15 日）	6. 1～6. 4	よくある質問の内容更新と追加
Ver. 3. 0（令和 5 年 4 月 3 日）	-	交付要綱改正に伴う改版 その他軽微な修正



助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

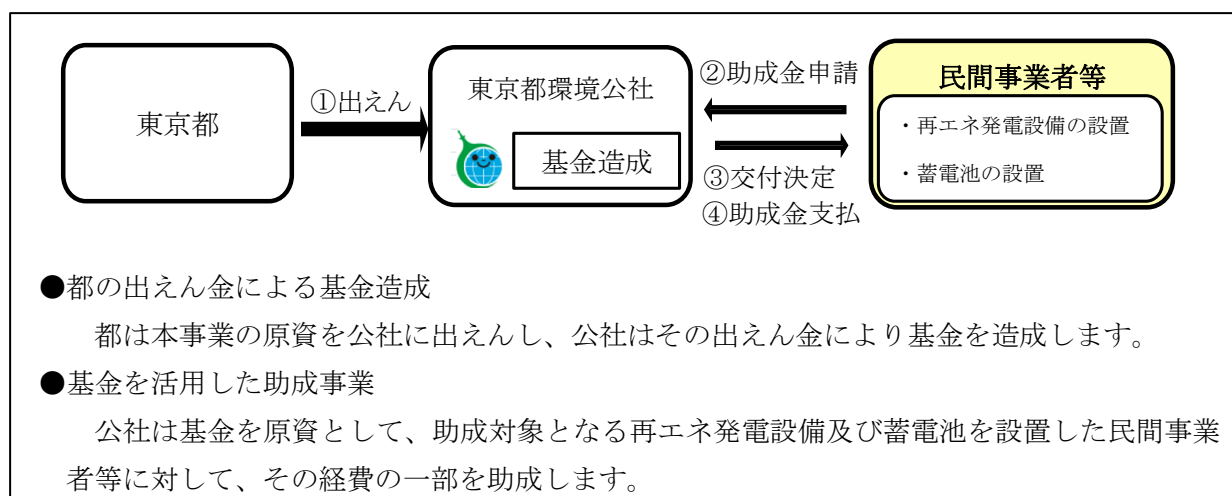
1. 本事業の実施については、「再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業助成金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 助成金で取得し、整備し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
5. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

1. 事業概要

1.1 目的（実施要綱第1条参照）

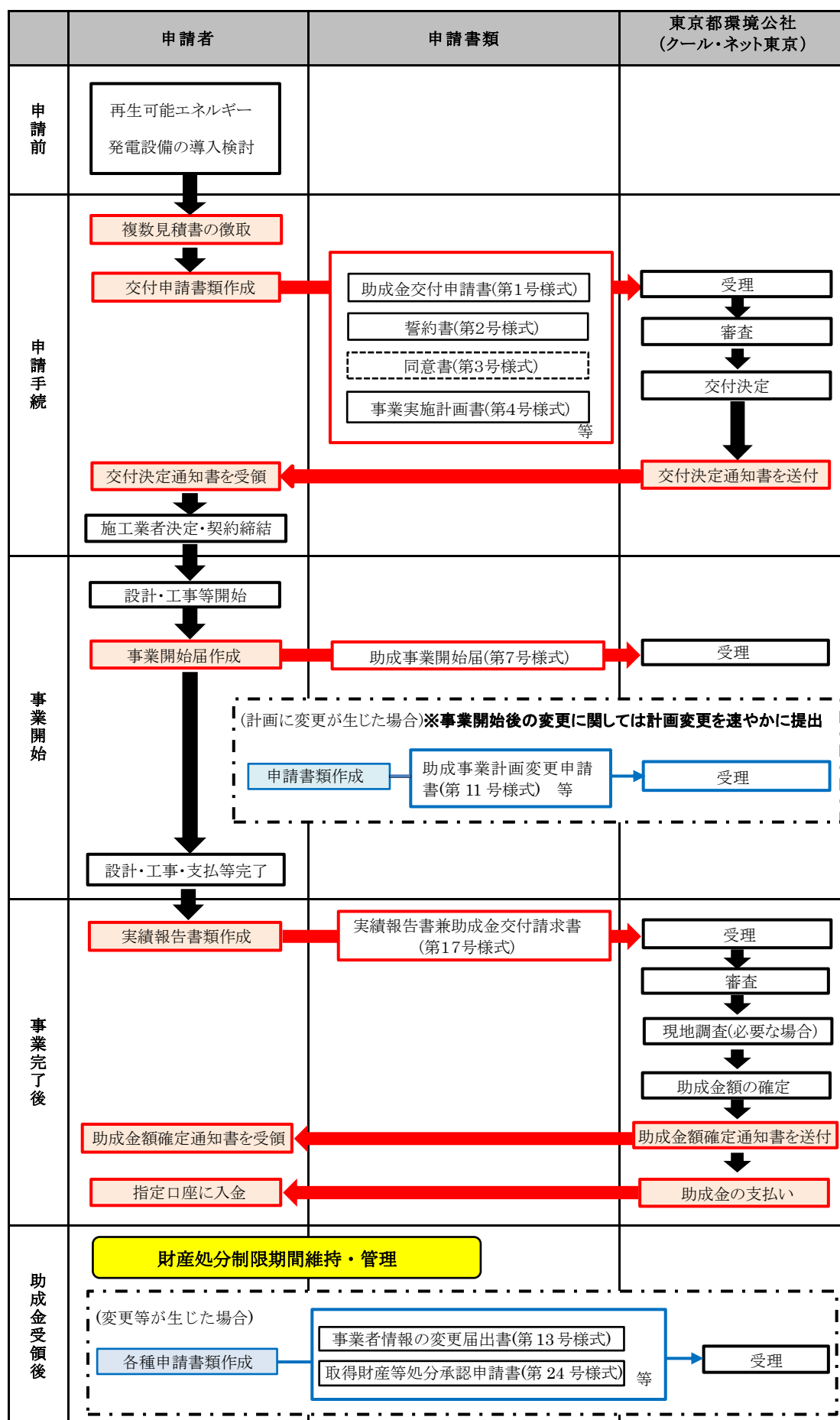
再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業（以下「本事業」という。）は、都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力調達に取り組む都内の電力需要家に対し、当該設備及びそれに併設する蓄電池の設置に係る経費の一部を助成することにより、都外の再生可能エネルギー発電設備の新規導入に資する利用手法の確立を図り、脱炭素社会の実現を目指すことを目的として行うものです。

1.2 事業スキーム



- 事業実施期間：令和3年度から令和5年度まで（助成金の交付は令和6年度まで）
- 本事業の予算額：令和5年度 14億円

1.3 申請手続きの流れ



※複数年度に跨る事業を行う場合は、全ての工事が完了した後に、まとめて実績報告書を提出してください。

2. 助成内容

2.1 助成対象事業（交付要綱第3条参照）

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、公社が定める要件に適合する再生可能エネルギー発電設備を都外に設置し、当該設備から得られた電気を、都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）に供給し、当該施設で消費する事業とします。

【再生可能エネルギー発電設備とは】

本事業における再生可能エネルギー発電設備とは、太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及び附属設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の認定に係る発電に用いるもの※を除く。）をいいます。

※FIT制度又はFIP制度認定事業に係る発電設備

【助成対象事業の主な要件】

- （1）再生可能エネルギー発電設備のみ設置する場合又は再生可能エネルギー発電設備と蓄電池を同時に設置する場合
- ①設置する再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、当該電気を供給する施設の年間消費電力量の範囲であること。
 - ②都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。
 - ③再生可能エネルギー発電設備の導入に当たって、資源エネルギー庁が策定する発電設備種別に応じた事業計画策定ガイドライン（最新版）を遵守するものであること。
 - ④再エネ設置地域の自治体等との間で、助成対象設備に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における助成対象設備の利活用に係る協定を締結すること。
 - ⑤再エネ設置地域との関係構築要件として、以下のいずれかを満たすものであること。

	要件
ア	再生可能エネルギー発電設備から得られた電気を、個人事業主にあつては、住所等、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する小売電気事業者に卸し、都内の特定の施設に供給すること。
イ	助成対象設備の設置に係る出資又は融資を、個人事業主にあつては、住所等、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する事業者又は再エネ設置地域の住民から受けること。
ウ	助成対象設備に係る施工又は維持管理を再エネ設置地域事業者に担わせること。
エ	再生可能エネルギー発電設備から得られた電気の需給管理を再エネ設置地域事

	業者に担わせること。
オ	その他公社が認める再エネ設置地域との関係構築を行うこと。

- ⑥再生可能エネルギー発電設備から得られた電気を都内特定施設に供給し、当該施設で消費する期間が10年以上の事業であること。
- ⑦蓄電池を増設する事業でないこと。

(2) 蓄電池を単独で設置する場合のうち、再生可能エネルギー発電設備設置施設側に設置する場合

- ①再生可能エネルギー発電設備を都外に設置（発電事業者が当該設備を設置する場合を含む。）した、又は設置予定であり、当該設備から得られた電気を都内特定施設に供給し、及び当該電気を当該施設で消費する事業（以下「電力調達事業」という。）に係る再生可能エネルギー発電設備に蓄電池を併設する事業であること。
- ②都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。
- ③電力調達事業に係る再生可能エネルギー発電設備の導入に当たって、資源エネルギー庁が策定する発電設備種別に応じた事業計画策定ガイドライン（最新版）を遵守しているものであること。
- ④再エネ設置地域の自治体等との間で、助成対象設備に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における助成対象設備の利活用に係る協定を締結すること。
- ⑤再エネ設置地域との関係構築要件として、以下のいずれかを満たすものであること。

	要件
ア	再生可能エネルギー発電設備から得られた電気を、個人事業主にあつては、住所等、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する小売電気事業者に卸し、都内の特定の施設に供給すること。
イ	助成対象設備の設置に係る出資又は融資を、個人事業主にあつては、住所等、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する事業者又は再エネ設置地域の住民から受けること。
ウ	助成対象設備に係る施工又は維持管理を再エネ設置地域事業者に担わせること。
エ	再生可能エネルギー発電設備から得られた電気の需給管理を再エネ設置地域事業者に担わせること。
オ	その他公社が認める再エネ設置地域との関係構築を行うこと。

- ⑥再生可能エネルギー発電設備から得られた電気を都内特定施設に供給し、当該施設で消費する期間が10年以上の事業であること。
- ⑦蓄電池を増設する事業でないこと。

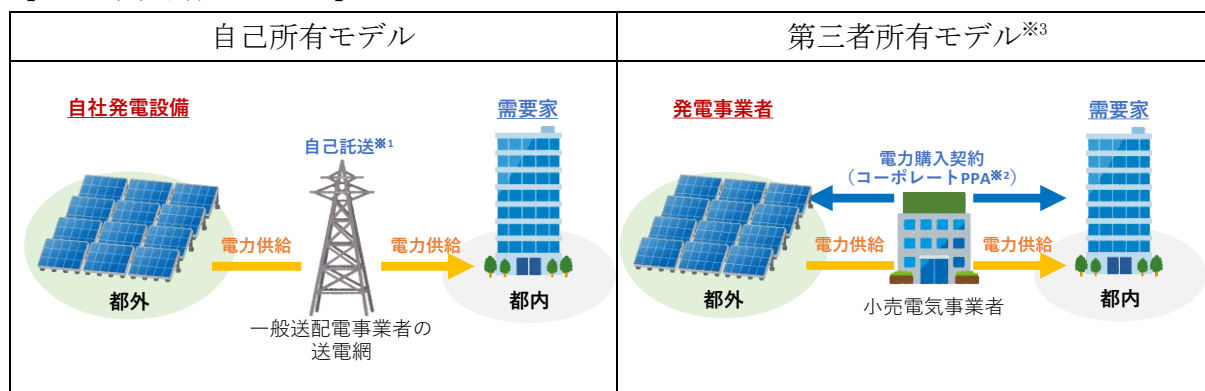
(3) 蓄電池を単独で設置する場合のうち、都内特定施設側に設置する場合

- ①電力調達事業に係る再生可能エネルギー発電設備に蓄電池を併設する事業であること。
- ②都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。
- ③電力調達事業に係る再生可能エネルギー発電設備の導入に当たって、資源エネルギー庁が策定する発電設備種別に応じた事業計画策定ガイドライン（最新版）を遵守しているものであること。
- ④再生可能エネルギー発電設備から得られた電気を都内特定施設に供給し、当該施設で消費する期間が10年以上の事業であること。
- ⑤蓄電池を増設する事業でないこと。

・「住居の用に供する部分を除く」について

- 再生可能エネルギー発電設備から得られたエネルギーを、住居兼店舗（事務所等事業専用部）で使用する場合は、住居部分と店舗（事務所等事業専用部）部分での使用（発電設備の場合は電力契約）が明確に分けられ、店舗部分（事務所等事業専用部）のみで電力消費することが確認できれば助成対象となります。
- マンション等は、共用部やマンション内のコンビニ等で再生可能エネルギーを消費することを確認できれば助成対象となります（住居部分で使用する場合は対象外。）。
- 高齢者施設等は、介護のサービス業として助成事業者になることができます。
- 同一電力契約内に社宅、社員寮、学生寮、教員寮、宿舍等の住居部分が含まれる場合は、助成対象外となります。

【主な対象事業スキーム】



※1 自己託送とは、遠隔地にある自社（又は子会社等、密接関係会社）発電所で発電された電気を、小売電気事業者を介さずに一般送配電事業者の送電網を通じて自社（又は子会社等、密接関係会社）施設へ送電する仕組みです。

※2 コーポレート PPA とは、需要家（企業等）が発電事業者から電力を固定価格で長期間購入する電力購入契約です。

※3 第三者所有モデルによる設置とは、コーポレート PPA 等の手法により、発電事業者が都外に再生可能エネルギー発電設備を設置するとともに、当該設備から発電された電力を都内の当該設備の所有者ではない電力需要家に対して売電を行う、第三者所有モデルによる設置についても本事業の対象となります（助成対象事業者は電力需要家となります。）。

この場合、発電事業者は、以下の要件を満たす必要があります。

実施要綱第5条第2項の発電事業者又は小売電気事業者が本助成金の交付を受けようとする場合は、本助成金相当分を売電価格の低減等を通じて電力需要家へ還元してください。

（ただし、本助成金は、助成対象設備から得られた電気に係る料金にのみ充当してください（仮に発電事業者が電力需要家と助成対象設備が発電しない時間帯における電力についても電力供給契約を締結する場合、当該電力料金について、本助成金を理由とする割引を行うことはできません。））。

2.2 助成対象事業者（交付要綱第4条参照）

助成対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、助成対象事業を実施する者としてします。

- ・①次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

	事業者の種別
ア	民間企業
イ	個人事業主
ウ	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
エ	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
オ	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
カ	医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
キ	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
ク	特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等
ケ	法律により直接設立された法人
コ	アからケまでに準ずる者として公社が適当と認める者

※国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

※助成対象事業者においては、国及び地方公共団体による出資又は出せん等の有無を問いません。

- ・②次に掲げる要件を全て満たす者であること。

	要件
ア	過去に税金の滞納がない
イ	刑事上の処分を受けていない
ウ	東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない
エ	その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる

- ・③上記①②の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者とはなりません。

	内容
ア	暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
イ	暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
ウ	法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

- ・電力需要家が、都外に助成対象設備を設置する発電事業者との間で、当該設備から得られた電気を都内の特定の施設に対して供給する契約を締結し、又は締結しようとし、共同して助成対象事業を実施しようとする場合にあっては、当該発電事業者と共同で交付申請を行う場合に限り、助成金の交付対象とします。

また、当該供給に係る小売電気事業者を当該契約に含める場合は、当該交付申請の共同交付申請者とし、助成金の交付対象とすることができるものとします。

なお、交付申請を行う電力需要家、発電事業者及び小売電気事業者は、いずれも上記に掲げる要件を全て満たす者でなければなりません。

※申請者区分例は本手引き 3.4 をご参照ください。

- ・リース契約を行う場合においては、リース事業者（リース契約に基づき、助成対象設備のリースを行う者）及びリース使用者（リース契約に基づき、助成対象設備を使用する者）について、いずれも上記に掲げる要件を全て満たすものとします。

※リース契約により助成対象設備を設置する場合は、需要家、リース事業者及びリース使用者が共同で申請を行うものとします。

※申請者区分例は本手引き 3.4 をご参照ください。

 【リース契約とは】

助成対象設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。

ア借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

イ実施要綱第5条第3項のリース事業者が本助成金の交付を受けようとする場合は本助成金相当のリース料金減額分が、売電価格の低減等を通じて電力需要家へ還元されること。

2.3 助成対象設備（交付要綱第5条参照）

助成対象設備は、次の要件に適合するものとします。

なお、助成金の交付決定にあたっては、交付要綱第11条「交付の条件」に定める事項を満たすものとします。

共通事項	(※下記1～6の再生可能エネルギー発電設備の共通事項)
	再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、当該電気を供給する施設の年間消費電力量の範囲内であること。再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、当該電気を供給する施設の年間消費電力量の範囲内であること。 ※年間消費電力量の算出に当たっては、根拠資料（既築の施設の場合は、電気事業者が発行する直近1年間分の使用電力量が記載されている書類。）を交付申請時に提出してください。 ※上記を満たした上で、休日や夏季休業等の時間帯にやむを得ず余剰電力が生じる場合、その余剰分をFIT制度又はFIP制度によらずに電気事業者との個別契約において売電等を行うことは構いません。なお、その際は、締結された電力の売買契約書等の写しを提出してください。 注意）売電を主目的（発電電力＞消費電力）とした事業は対象外です。 ※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）に従ったものに限るものとする。

1. 太陽光発電

次の全ての要件を満たすものとします。

- ①太陽光発電システム出力が5kW以上であること。
- ②太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

※太陽光発電システム出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールのJIS等に規定されている公称最大出力の合計値とパワーコンディショナのJISに基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値（kWを単位とし、小数点以下を切り捨てる）とします。

2. 風力発電

発電出力が1kW以上（単機出力は1kW以上）であること。

3. 水力発電

発電出力が 1 kW 以上 1,000kW 以下（単機出力は 1 kW 以上）であること。

$$\text{発電出力 (kW)} = \text{水の流量 (m}^3\text{/s)} \times \text{有効落差 (m)} \times 9.8 \times \text{水車効率} \times \text{発電機効率 (重力加速度)}$$

※kW 単位の小点数以下を切り捨て

4. 地熱発電

特になし

5. バイオマス発電

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）をいいます。

次の全ての要件を満たすものとします。

①バイオマス依存率が 60%以上であること。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(燃料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量(kg/h)、複数種の場合はn=1,2,3…の総和

B: バイオマス低位発熱量(MJ/kg)

C: 非バイオマス利用量(kg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量(MJ/kg)、複数種の場合はm=1,2,3…の総和

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成 13 年東京都条例第 34 号)第 3 条第 2 項に規定するものとする

※ただし、離島及びへき地（離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域）については、②の要件を不要とします。

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100% とします。

②発電出力が 10kW 以上であること。

※副燃料として、化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは、対象とはなりません。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、該当しません。

バイオマスコージェネレーション（熱電併給）を含みますが、熱利用設備に係る部分は助成対象外です。

6. 1～5の組み合わせ（複数の組み合わせによる再生可能エネルギー発電の場合）

再生可能エネルギー発電設備の出力合計が 10kW 以上であること。

7. バイオマス燃料製造

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）をいいます。

次の全ての要件を満たすものとします。

- ① バイオマス発電設備と併せて設置すること。
- ② バイオマス依存率が 60%以上であること。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(原料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量 (Nm³/h 又は kg/h)、複数種の場合は n=1,2,3… の総和

B: バイオマス低位発熱量 (MJ/N m³ 又は MJ/kg)

C: 非バイオマス利用量 (Nm³/h 又は kg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量 (MJ/N m³ 又は MJ/kg)、複数種の場合は m=1,2,3… の総和

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100% とします。

※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とします。

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成 13 年東京都条例第 34 号)第 3 条第 2 項に規定するものとする

※ただし、離島及びへき地（離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域）については、③及び④の要件は不要とする。

- ③ メタン発酵方式の場合、次の要件を満たすこと。

- ・ ガス製造量：100 Nm³/日以上
- ・ 低位発熱量：18.84 MJ/N m³ (4,500kcal/N m³) 以上

- ④ メタン発酵方式以外の場合、次の要件を満たすこと。

- ・ 製造量：固形化 150kg/日以上
液 化 100kg/日以上
ガス化 450Nm³/日以上
- ・ 低位発熱量：固形化 12.56 MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上
液 化 16.75MJ/kg (4,000kcal/kg) 以上

ガス化 4.19MJ/N m³ (1,000kcal/N m³) 以上

※製造されたバイオマス燃料は、原則として①で設置するバイオマス発電設備の燃料として使用するものとします。FIT 制度又は FIP 制度の認定を受けた発電設備の燃料として使用してはなりません。

8. 蓄電池

- ①電力調達事業に併設するものであること。
- ②定置用であること（可搬式は不可。）。
- ③都内特定施設に設置する場合は、電力系統からの電気に対し再生可能エネルギー発電設備からの電気を優先して蓄電すること。

2.4 助成対象経費（交付要綱第6条参照）

助成金の交付対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものであり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

費目	内容	備考
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費	・<u>実施設計費</u>（基本設計に基づいて作成された、詳細な設計作業費） ＜助成対象外の例＞ ①基本設計費 ②事前調査費（ただし、地熱発電システム導入のための掘削調査費用は、助成対象とします。）
設備費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）	・機械装置、電気制御装置、配管・ケーブル等の材料費及びこれらに附帯する設備に要する経費 ①購入費 ②製造（改造を含む）費 ③輸送費 ④保管費 ・運転データ等を取得するために必要な機器で、本事業の目的を達成するために最低限必要なもの ①計測機器 ②データ記録及び集計のための専用機器（ただし、データ取得専用に使用するものに限る。） ③表示装置（ただし、助成対象設備に係るデータを専用で表示させるものに限る。） ※発電設備の増設又はリプレースについては、新設の場合と同様に助成対象とします。ただし蓄電池の増設は対象外とします。 ※国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、助成対象とします。 ※機器の設置に必要な足場の設置、屋上の防水・補強工事等は、助成対象とします。 ＜助成対象外の例＞ ①土地の取得及び賃借料（リース代） ②建屋 ③中古品 ④予備品 ⑤蓄電池の増設

工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費	・機械基礎工事（ただし、必要最低限の工事のみ） ・法令で定められている必要不可欠な工事（ただし、土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事及びフェンス工事は対象外とします。） ＜助成対象外の例＞ ①機械基礎以外の工事（土地造成、整地及び地盤改良工事、フェンス工事） ②建屋 ③既設構築物等の撤去費、移設費、処分費 ④植栽及び外構工事費
-----	-------------------------------	---

※助成対象事業を行うために直接必要であり、最低限必要とする経費を対象とします。

➤ 次の場合は、助成対象外とします。

①公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費

②消費税及び地方消費税

③金融機関に対する振込手数料

※ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができます。

④過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの（ただし、ヒューズ類や分電盤等の将来用スペースは除く。）又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費、消防システムに関わる経費。

※分電盤等に将来用の配線用遮断器を実装することは認められません。

⑤都の資金を原資とした助成金を受給した又は今後受領する予定のある経費

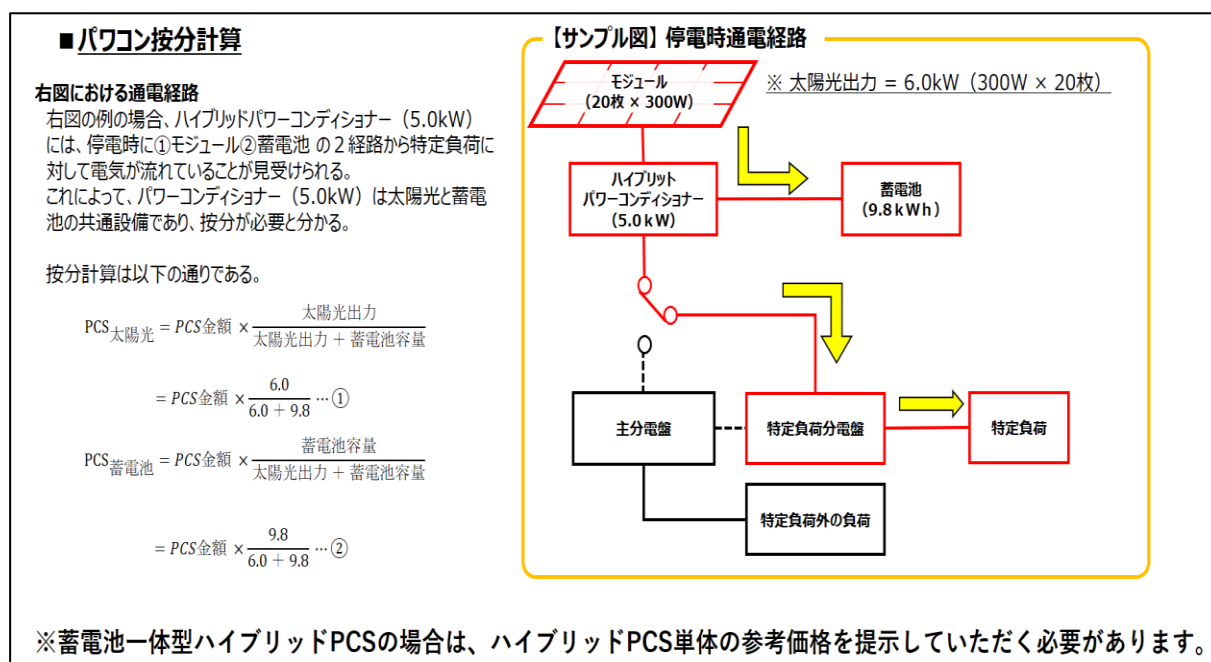
※都、公社又は区市町村が実施する都の資金を原資とした助成で、本事業の助成対象経費が重複するものは、併給できません。

➤ 配管及び配線

助成対象設備間をつなぐもの及び助成対象設備と助成対象外設備をつなぐものについて、その接続部分までを助成対象とします。

➤ 複数の再生可能エネルギー利用設備を導入する場合

共通利用設備等の助成対象経費は、設備能力比率で按分します。以下に例を示します。



➤ 蓄電池を導入する場合

① 都外再生可能エネルギー発電設備設置施設側、都内特定施設側のどちらに対しても併設可です。

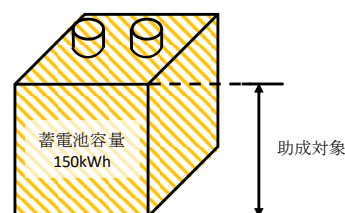
② 「再生可能エネルギー発電設備の発電容量」 × 「1 / 10」 × 「3 時間」 までを助成対象の蓄電池容量とします。

申請時は発災に伴う停電時や電力需給逼迫時の利用を目的とした発災時計画を立ててください。ただし、発災時用分は発災時に備え常時保持し、平常時は使用できません（発災用として導入した蓄電池容量が、自然放電などで減量し、当該減量分を再生可能エネルギー電力から蓄電できない場合のみ系統電力からの蓄電を認めます。）。



太陽光出力 500kW

=



蓄電池容量 150kWh

➤ 自社製品の調達がある場合

助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者の自社製品の調達がある場合は、利益等排除を行った経費が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益控除を行います。

<利益等排除について>

助成事業において、助成対象経費の中に助成対象者の自社又は資本関係にある会社からの調達分（工事を含む）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（助成対象者との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって助成対象経費とします。

→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 市場流通価格又は取引価格 × (1 - 自社又は調達先の売上総利益率)

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

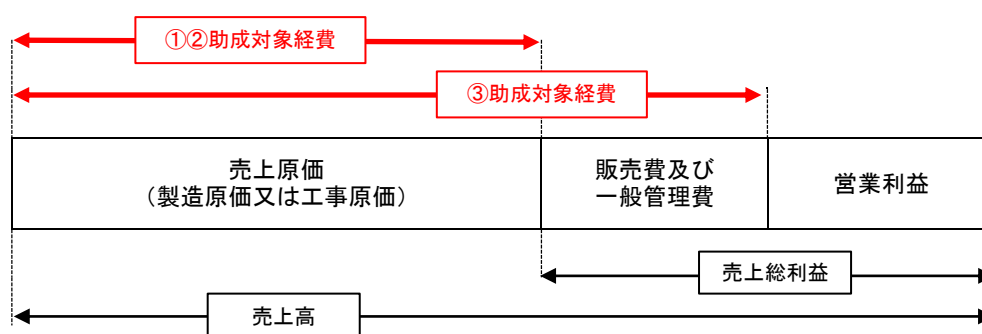
→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価） + 経費等（販売費及び一般管理費）

〔原価及び経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

助成対象経費のイメージ図



※上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

2.5 助成金の額（交付要綱第7条参照）

「2.4 助成対象経費」について、本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象事業者の種別に応じて以下の表に示す助成率を用いた金額とします。

助成対象事業者の種別		助成率	上限額
①	民間企業	◎再エネ発電設備 ・助成対象経費に助成率(1/2)を乗じて得た額 ※国等の補助金等と併給する場合であっても、合計 1/2 以内 ◎蓄電池 ・助成対象経費に助成率(2/3)を乗じて得た額 ※国等の補助金等と併給する場合であっても、合計 2/3 以内	◎再エネ発電設備 2 億円 ◎蓄電池 1 億円
②	個人事業主		
③	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人		
④	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人		
⑤	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人		
⑥	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人		
⑦	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人		
⑧	事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等		
⑨	法律により直接設立された法人		
⑩	上記①から⑨までに準ずる者として公社が適当と認める者		

【太陽光発電設備を導入する場合】

本事業単独で受給する場合	国等の補助金と併給する場合
以下のいずれか小さい額で決定 ・助成対象経費に助成率(1/2)を乗じて得た額 ・太陽光発電システム出力に 15 万円/kW を乗じて得た額	以下のいずれか小さい額で決定 ・助成対象経費に助成率(1/2)を乗じて得た額から国等の補助額を差し引いた額 ・太陽光発電システム出力に 15 万円/kW を乗じて得た額

【蓄電池設備を導入する場合】

本事業単独で受給する場合	国等の補助金と併給する場合
以下のいずれか小さい額で決定 ・助成対象経費に助成率(2/3)を乗じて得た額 ・蓄電池定格容量に 20 万円/kWh を乗じて得た額	以下のいずれか小さい額で決定 ・助成対象経費に助成率(2/3)を乗じて得た額から国等の補助額を差し引いた額 ・蓄電池定格容量に 20 万円/kWh を乗じて得た額

➤ 本助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

2.6 交付の条件（交付要綱第 11 条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「助成事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

（１）善良なる管理者の注意をもって助成事業を管理運用すること

助成事業者は、交付要綱、本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し又は整備し効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。

（２）交付決定が取り消された場合はそれに従うこと

助成事業者は、公社が交付要綱第 24 条第 1 項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従ってください。

（３）助成金を返還請求された場合は納付すること

助成事業者は、公社が交付要綱第 25 条第 1 項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第 26 条第 2 項の規定に基づき違約加算金を併せて納付してください。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 27 条第 2 項の規定に基づき延滞金を納付してください。

（４）報告を求められた場合又は現地調査等が実施される場合は公社の指示に応じること

助成事業者は、公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じてください。

（５）都又は公社への情報提供に協力すること

助成事業者は、都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力調達に関する取組の検討の参考として、都又は公社から発電量、工事の内容等に関する情報を提供するように求められた場合は、これに協力してください。

（６）都又は公社の事例公表に同意すること

助成事業者は、都又は公社が都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力調達に関する取組の普及啓発に係る事例として、助成事業名、助成事業者名、所在地、助成事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意してください。

（７）助成事業に係る取組等を公表すること

助成事業者は、設置した再生可能エネルギー発電設備の概要、設置場所、設置目的等、都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力調達の取組について、他の事業者の参考となる情報をインターネットの利用その他適切な方法により公表してください。

(8) 他の事業所等において助成事業と同様の取組の実施を検討すること

助成対象設備からの電力供給を受ける施設の所有者が、複数の事業所等を有する場合にあっては、助成事業を実施しなかった他の事業所等について、助成事業と同様に都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力調達の取組の実施を検討してください。

(9) 交付要綱その他法令の規定を遵守すること

助成事業者は、助成事業の実施に当たり、交付要綱その他法令の規定を遵守してください。また、共同申請者に関してもこれらを遵守してください。

2.7 契約等（交付要綱第12条参照）

助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴取若しくはその他の方法により、競争に付さなければならないこととし、最安の見積書を提示した業者と契約を締結するものとします。

ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合は、この限りではありません。

なお、競争に付さない場合は、発注先の選定理由を記載してください。発注先の選定理由が妥当であるかを公社にて審査します。

※競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合とは、特別な技術を要する案件や特許制度にかかる案件などにより、他の施工会社では請負困難である場合などを指します。

- ・助成対象外部分の工事等に関する発注・契約が生じ、助成対象部分と一括で契約する場合は、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください。助成対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、助成金のお支払いができないことがあります。

3. 申請手続き

3.1 募集期間

受付期間： 令和5年4月3日～令和6年3月29日 17:00 必着

- ・受付期間を過ぎた後に到着した書類は、受理できませんのでご注意ください。
- ・交付申請手続きについては、十分に時間の余裕をお持ちいただくようお願いいたします。
- ・上記期間に提出された交付申請書は、先着順に受理し、審査を行います。
- ・受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって申請の受理を停止します。
- ・予算超過日に申請書類が到着した場合は、予算超過日の前日における予算残額を、予算超過日に到着した申請件数で割った金額（千円未満の端数切捨て）を予算超過日到着1件当たりの上限額とします。

3.2 実績報告締切期限

提出期限： 令和6年11月29日 17:00 必着

- ・期限を過ぎた場合は取り扱うことができません。

3.2 申請書類

助成対象事業者は、「4. 申請書類提出方法」を参考に申請書類一式を作成し、公社に提出してください。なお、提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、助成対象事業者用として手元に控えを1部ご用意ください。

申請書類の様式については、公社のホームページからダウンロードしてください。

URL (<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/saiene-offsite>)

- ・申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、不交付決定になることがあります。
- ・必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。
- ・申請書類は、交付申請時に提出した形式で実績報告時までご対応ください。助成金の支払いが完了するまで申請の形式を変更することはできません。

3.3 手続代行者（交付要綱第9条参照）

助成対象事業者は、本助成金の交付申請等に係る手続の代行を、第三者に対し依頼することができます。

- ・助成対象事業者から依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、実施要綱第5条第1項第二号（本手引き 2.2②）に該当し、同条第4項各号（本手引き 2.2③）に該当しないものでなければなりません。
- ・手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。
- ・公社は原則として、申請書類等についての申請者への質問や依頼を手続代行者に連絡しますので、手続代行者が窓口となって対応してください。ただし、交付決定通知書、助成金確定通知書等公社からの通知文の送付については、あくまで申請者に対して行います。手続代行者、申請者ともこの点を理解したうえで手続きを行ってください。

※公社は必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんので、ご注意ください。

3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項

助成金交付申請にあたり、助成対象事業者は、次の点に留意してください。

- ・リースにて助成対象設備を設置しようとする場合は、次の点に注意してください。
 - ①助成対象設備の所有者であるリース事業者と助成対象設備のリース使用者及び需要家との共同申請を行ってください。
 - ②リース事業者及びリース使用者は、助成対象事業者の要件を満たす者とします。
 - ③リース事業者は、1申請につき1社とします。
 - ④リース事業者が本助成金の交付を受けようとする場合におけるリース契約については、リース料から助成金相当分が減額されていることとし、助成金相当分が需要家に還元されていることが証明できる（助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示している）書類を必ず添付してください。
 - ⑤同一事業において、自己購入とリースの併用は認められません。
 - ⑥助成対象設備は、処分制限期間中、使用してください。なお、処分制限期間内に処分を行う時は、事前に財産等処分の申請を行い、公社の承認を受けるものとします。
- ・申請者区分の例は以下のとおりとします。

事業形態	想定スキーム	リース	助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②	共同申請者③
第三者所有モデル	コーポレートPPA	無	電力需要家	発電事業者	(小売電気事業者 ^{※1})	-
		有	電力需要家	リース事業者	発電事業者	(小売電気事業者 ^{※1})
自己所有モデル	自己託送	無	電力需要家	(発電事業者 ^{※2})	-	-
		有	電力需要家	リース事業者	(発電事業者 ^{※2})	-

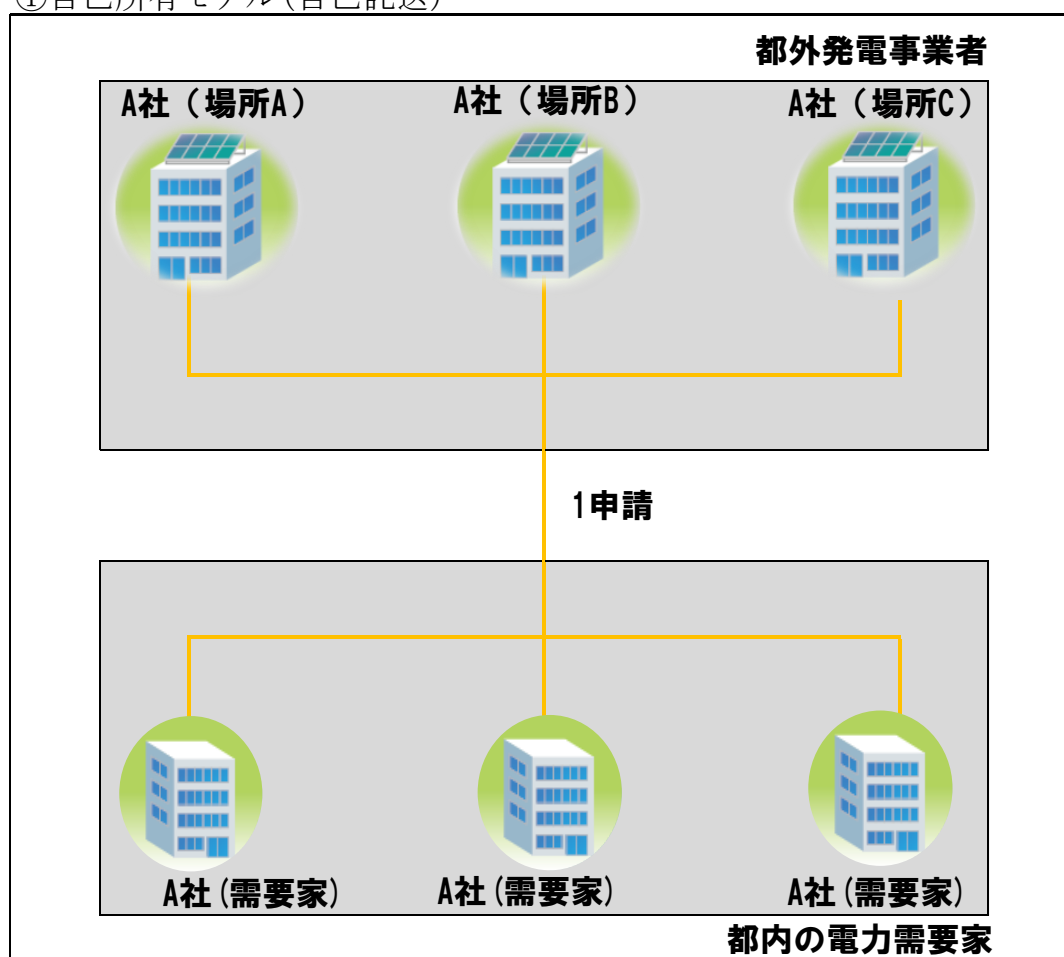
※1 コーポレート PPA に小売電気事業者が含まれる場合は、共同申請者に含めることができます。

※2 発電事業の運営・管理等を電力需要家又はリース事業者以外が行う場合は、当該事業者を発電事業者として共同申請者に含めてください。

- ・申請単位は以下のとおりです。なお、建物や企業ごとではなく、1需給契約を需要家単位とします。需要家が複数いる場合は、任意の需要家1社が代表し助成対象事業者として申請してください。

【自己託送】 1つの申請書で申請可能な場合

①自己所有モデル(自己託送)

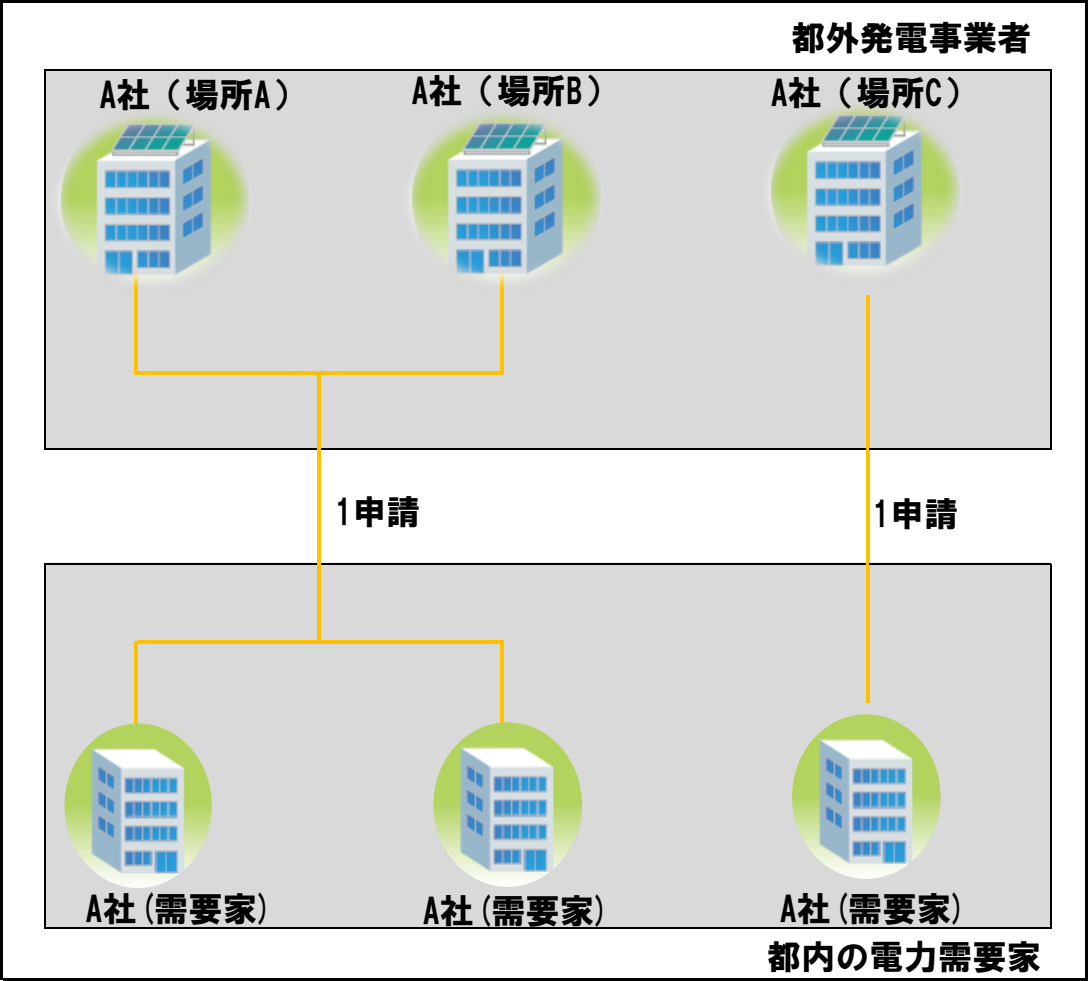


	助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②	共同申請者③
リースなし	A社	(発電事業者※)	—	—
リースあり	A社	リース会社	(発電事業者※)	—

※発電事業の運営・管理等を電力需要家（A社）又はリース事業者以外が行う場合は、当該事業者を発電事業者として共同申請者に含めてください。

【自己託送】 複数の申請書で申請が必要な場合

②自己所有モデル(自己託送)

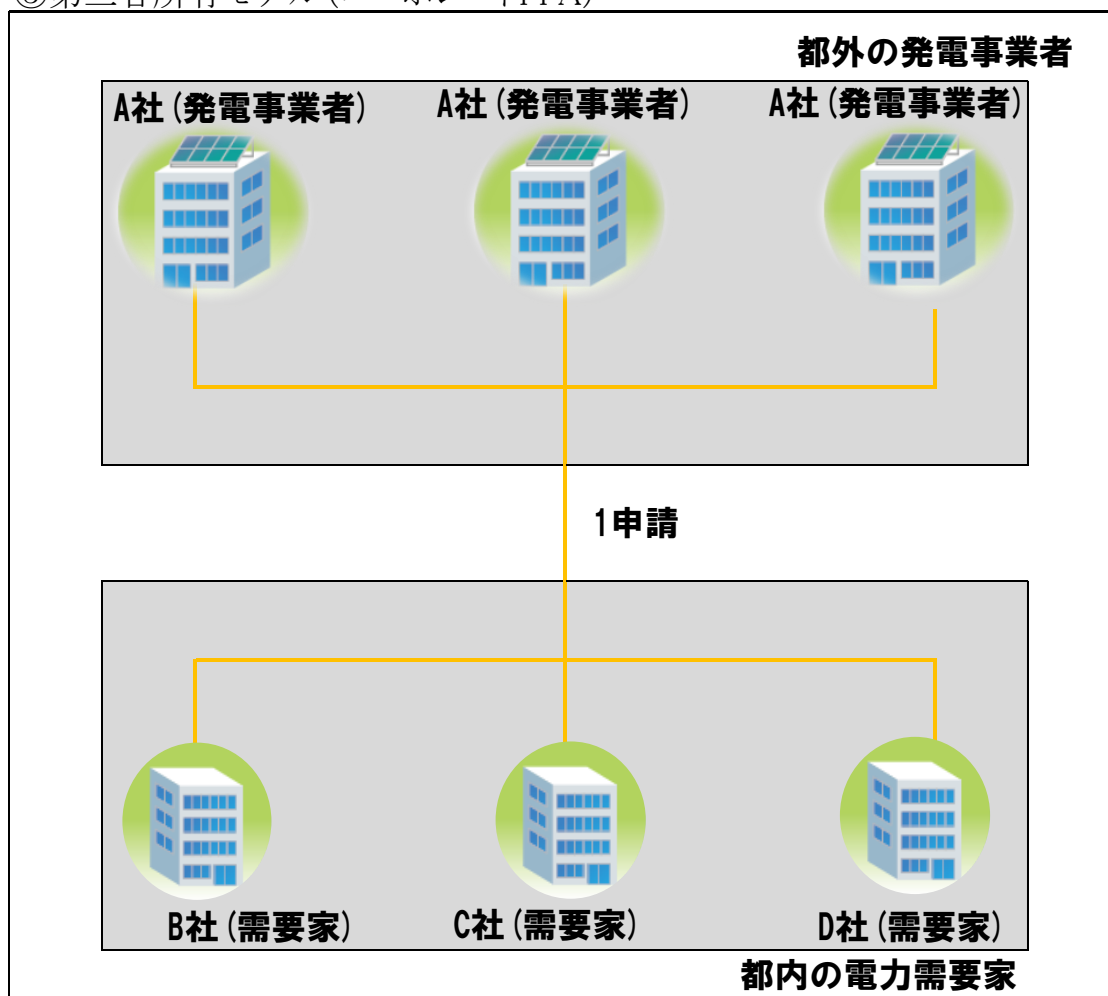


	助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②	共同申請者③
リースなし	A社	(発電事業者※)	－	－
リースあり	A社	リース会社	(発電事業者※)	－

※発電事業の運営・管理等を電力需要家（A社）又はリース事業者以外が行う場合は、当該事業者を発電事業者として共同申請者に含めてください。

【第三者所有モデル】 1つの申請書で申請可能な場合

③第三者所有モデル(コーポレートPPA)

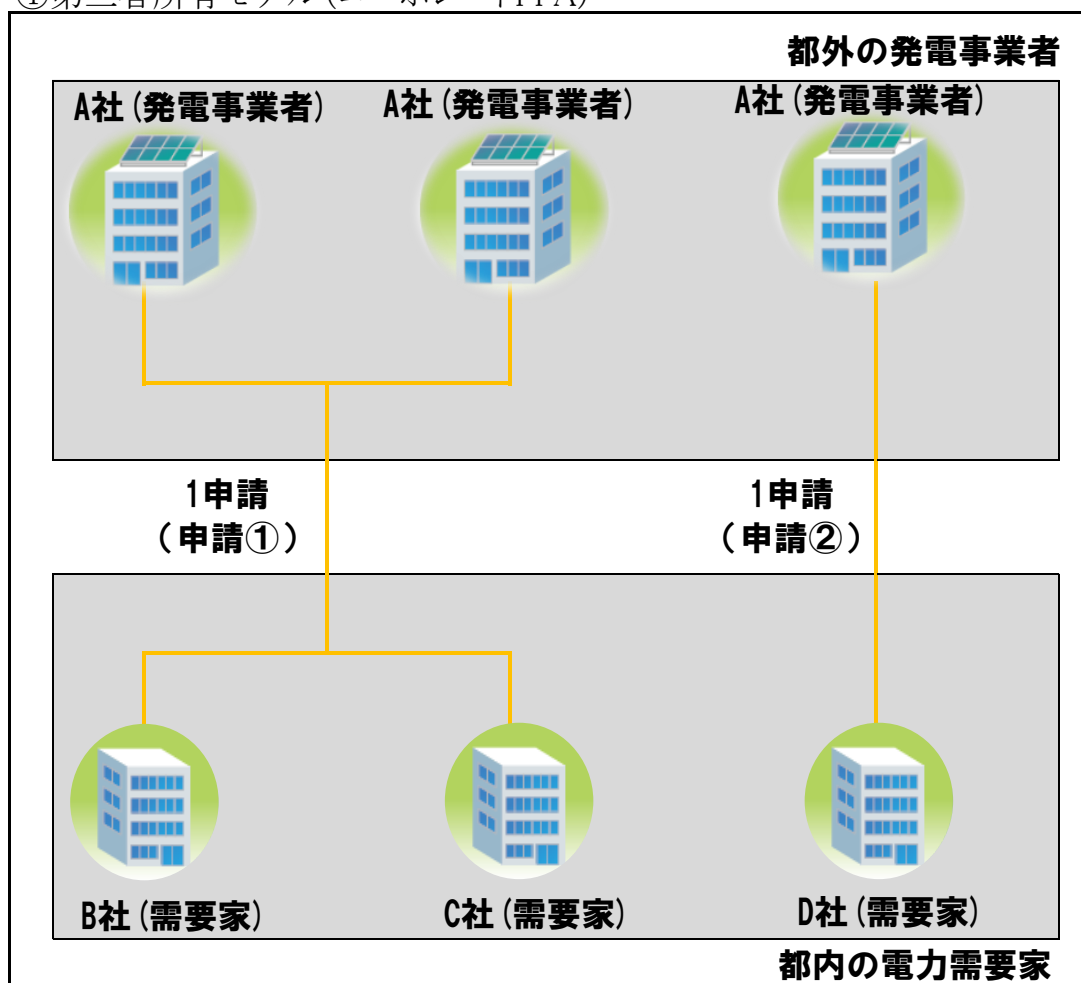


	助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②	共同申請者③	共同申請者④
リースなし	B社※	C社※	D社※	A社	-
リースあり	B社※	C社※	D社※	A社	リース会社
小売電気事業者 なし	B社※	C社※	D社※	A社	-
小売電気事業者 あり	B社※	C社※	D社※	A社	小売電気事業者

※任意の需要家1社を申請代表者として助成対象事業者とし、その他の需要家を共同申請者としてください。

【第三者所有モデル】 複数の申請書で申請が必要な場合

④ 第三者所有モデル(コーポレートPPA)



		助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②	共同申請者③
申請①	リースなし	B社※	C社※	A社	-
	リースあり	B社※	C社※	A社	リース会社
	小売電気事業者なし	B社※	C社※	A社	-
	小売電気事業者あり	B社※	C社※	A社	小売電気事業者
		助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②	共同申請者③
申請②	リースなし	D社	A社	-	-
	リースあり	D社	A社	リース会社	-
	小売電気事業者なし	D社	A社	-	-
	小売電気事業者あり	D社	A社	小売電気事業者	-

※任意の需要家1社を申請代表者として助成対象事業者とし、その他の需要家を共同申請者としてください。

- ・ 交付申請時から実績報告時において、助成対象事業者、共同申請者及び手続代行者等について、記名が必要な主な書類は以下のとおりとします（その他の提出書類については 4.3 提出書類一覧を参照。）。

申請様式		助成事業関係者の区分			
		助成対象事業者	共同申請者	手続き代行者	設備設置場所所有者
助成金交付申請書	第 1 号様式	○	○	○	×
誓約書	第 2 号様式	○	○	○	×
助成対象事業の実施に係る同意書	第 3 号様式	×	×	-	○※
助成事業開始届	第 7 号様式	○	○	○	-
実績報告書兼助成金交付請求書	第 17 号様式	○	○	○	-

※助成対象事業者及び共同申請者が、助成対象設備を設置する場所の所有者ではない場合、設置場所の所有者から同意を得て、「助成対象事業の実施に係る同意書」（第 3 号様式）を提出してください。

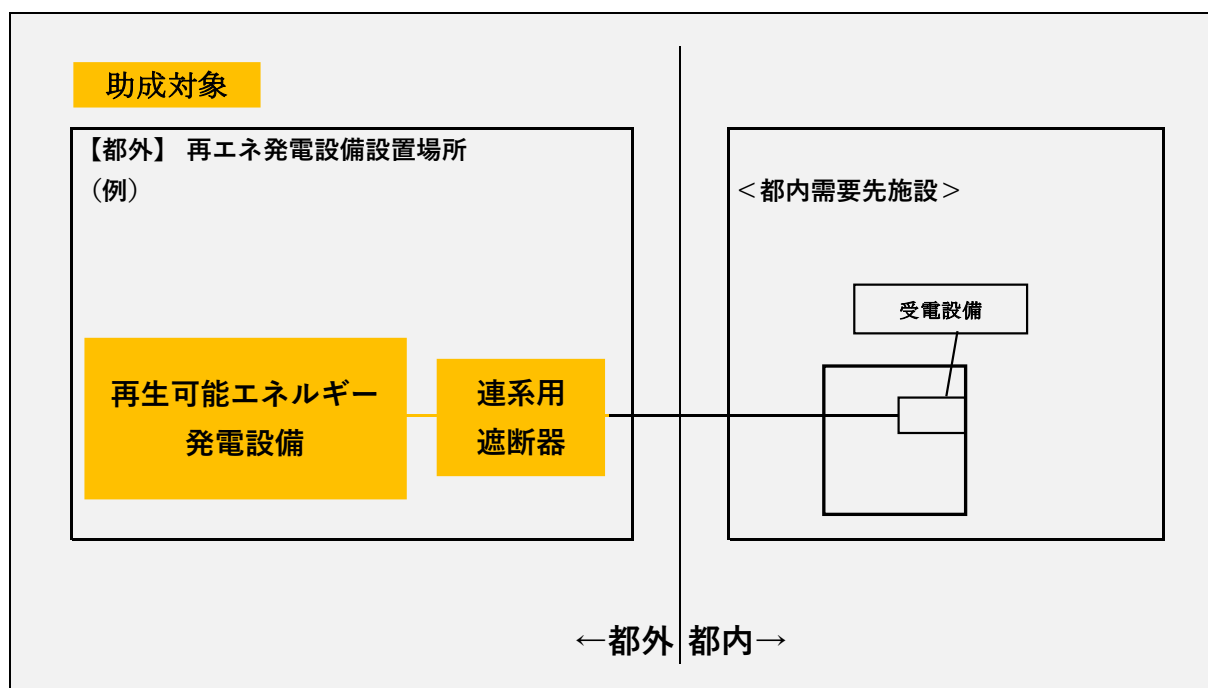
- ・ 交付申請時において、助成対象事業者、共同申請者及び手続代行者等にご用意いただく公的書類は以下のとおりとします（その他の提出書類については 4.3 提出書類一覧を参照。）。

		助成事業関係者の区分			
		助成対象事業者	共同申請者	手続代行者	設備設置場所所有者
登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し	添付資料 1	○	○	-	-
青色申告者であることを証明する書類（写し）直近 1 か年分					
設置場所（建物又は土地）の登記簿謄本（全部事項証明書）の写し	添付資料 2	○	○	-	○

- ・助成対象範囲は、次のとおりとします。

①再生可能エネルギー発電設備を導入する場合

⇒再生可能エネルギー発電設備から連系用遮断器までを助成対象範囲とします（原則、発電設備の専用設備のみとします。）。



②複数の再生可能エネルギー利用発電設備を導入する場合

⇒共通利用設備の助成対象経費は、設備能力比率で按分します。

- ・申請設備については、次のとおりです。不備・誤りのないよう、ご注意ください。

①助成対象設備の仕様については、機器カタログや図面などを用いて記載してください。

②電力の計測点（電力：電流・電圧、蒸気圧）は、機器配置図に明記してください。

③再生可能エネルギー発電設備での電力系統が分かるように、単線結線図に施設での接続点や系統制御の方法等を記載してください。

【発電と熱利用の共通利用設備がある場合の申請について ※熱利用設備は対象外】
 発電と熱利用の共通利用設備がある案件について、国等の補助金と併給する場合は、経費計算が複雑になりますので交付申請前にご相談ください。

【蓄電池設備に関して共通利用設備がある場合の申請について】
 発電設備と蓄電池設備の共通利用設備がある案件について、経費計算が複雑になり、別途資料が必要になる場合もありますので、交付申請前にご相談ください。

3.5 審査

(1) 審査の流れ

審査は、書類による要件及び事業内容等の審査により行います。手順は、次のとおりです。

- ・「2.1 助成対象事業」、「2.2 助成対象事業者」、「2.3 助成対象設備」及び「2.4 助成対象経費」に必要な書類が揃っているかを確認します。
- ・助成金交付申請書類等の提出された書類の内容が、本助成金制度に適合しているかを審査します。

※審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行う場合がありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

※審査結果については、交付の可否を書面で通知します。

※審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係わる経費及び提出に係わる送料は、助成対象事業者にて負担してください。

※助成対象事業者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。

※公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外いたします。

(2) 審査基準

助成対象事業ごとに、次の要件をひとつでも満たさない場合は、不交付とします。

- ①助成事業の内容が、実施要綱、交付要綱の要件を満たしていること。
- ②助成対象事業者及び助成対象事業の内容が、以下の「審査項目表」に記載する要件を満たしていること。

< 審査項目表 >

審査項目	小項目	評価基準
1. 助成対象事業者	(1) 助成対象者の要件	実施要綱及び交付要綱の要件に該当する者であること。
2. 助成対象設備	(2) 助成対象設備の要件	助成対象設備の規模・能力が要件を満たしていること。
	(3) 発電電力量の計算根拠	設置する設備の規模が、適切な負荷想定などにより合理的に決められていること（計算根拠の妥当性等）。
3. 助成対象経費	(4) 価格の妥当性	助成対象経費の価格が妥当であり、助成対象外経費が含まれていないこと。
4. 助成事業計画	(5) 供給先との調整 (該当する助成対象設備により評価)	電力供給事業を行うにあたり、供給先との調整が適切にされていること。
	(6) 事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項	助成対象事業を実施するに当たって問題がないこと。
	(7) 設備の保守計画	助成対象設備の保守管理が適切に実施されること。
	(8) 事業実施体制	各社及び各担当の役割が明確であり、請負会社の選定方法が適切であること。
	(9) スケジュール	事業スケジュールが物理的に無理なく、助成事業期間内に終了すること。

※次の場合は交付決定されませんので、十分注意してください。

- ・事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない場合又は見込みが示されていない場合
- ・事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合
- ・その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合
- ・設置する設備の性能が実証されていない場合（技術が開発段階である場合、又は実証試験中の場合等）
- ・事業に供する原料の確保（原料の入手先、量、価格調整等に関する一切）がされていない場合
- ・助成金交付決定通知書発行から契約締結までに要する時間や工事工程の時間軸が必要以上に要していると判断されるもの
- ・不備書類訂正や追加資料等の提出通告期限を超過した場合

※不備書類訂正や追加資料等の提出通告期限(通告日の翌日から起算して 30 日以内)を超過した場合は、申請を撤回したものとみなしますので、十分注意してください。

3.6 交付決定（交付要綱第 10 条参照）

（１）交付決定通知

公社は申請された事業について審査を行い、予算の範囲内で交付を決定します。

審査の結果、交付決定された事業については、交付要綱の規程に基づき、助成金の交付を決定した助成対象事業者（以下、「助成事業者」という。）に対し、「助成金交付決定通知書」（第 5 号様式）を送付します。また、不交付決定となった事業については、「助成金不交付決定通知書」（第 6 号様式）を送付します。

※助成事業の交付に当たっては、「3.5 審査」に基づき審査を行います。

※交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、助成事業者に対して実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。助成事業完了後、助成事業者から実績報告の提出を受けた後に、公社からの通知により助成金額が確定します。なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。

※助成事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合は、変更後の額を交付決定額とします（ただし、交付決定額を超える変更は認められません。）。

（２）交付決定通知書の確認

公社より送付された助成金交付決定通知書の内容をご確認ください。記載された内容等に異議が生じた場合は、申請の撤回をすることができます。

※助成金交付決定通知書は、大切に保管してください。以下同様に、公社からの文書及び関係書類は、実績報告を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から処分制限期間を超過するまで保存してください。再発行等の対応はいたしません。

3.7 助成事業の開始から完了まで

（１）助成事業の開始に伴う届出（交付要綱第 13 条参照）

- ・助成事業者は助成事業の実施に当たり、交付決定後、当該設備の設計、調達及び工事等の発注先を決定し、助成事業に着手した日から速やかに、「助成事業開始届」（第 7 号様式）を作成し、工事契約書の写し等必要書類を添付して公社に提出してください（ただし、公社が認めた場合は、この限りではありません。）。

提出期限 ⇒ 助成事業着手後、14 日以内に提出すること

- ・助成事業に着手した日は、公社が助成事業の交付を決定した日（交付決定日）以降で、助成事業に係る設計又は工事の契約を締結した日とします。

※助成事業に係る契約等は、交付決定日以降に行ってください。

⇒国等の補助事業と同時期に申請する場合も、契約は当助成事業の交付決定以後に行ってください。

(2) 申請の撤回（交付要綱第 14 条参照）

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に「助成金交付申請撤回届出書」（第 8 号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

➤ 提出期限 ⇒ 助成金交付決定通知を受領した日の翌日から 14 日以内

(3) 助成事業の承継（交付要綱第 15 条参照）

助成事業者が、相続、法人の合併、分割等又はリース契約における共同申請者への所有権移転により地位の承継が行われた場合、助成事業を承継する者（以下、「承継者」という。）は、速やかに「助成事業承継承認申請書」（第 9 号様式）を公社に提出してください。

公社は承継の内容を確認し、承認又は不承認について、承継者宛に「助成事業承継（承認・不承認）通知書」（第 10 号様式）を送付します。

➤ 提出期限 ⇒ 速やかに

(4) 助成事業の計画変更の承認（交付要綱第 16 条参照）

助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ「助成事業計画変更申請書」（第 11 号様式）を提出してください。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

➤ 提出期限 ⇒ あらかじめ

ア 助成事業の内容を変更するとき。

※ただし、助成事業者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。

イ 助成対象経費の金額を変更しようとするとき。

※ただし、交付決定額を超える変更は認められません。

※金額の内訳を調整し、交付申請時と交付決定額は変わらない場合でも、新たな設備、工事を交付対象に追加することは認められません。

※助成事業の実施体制を変更する場合や、再エネ設置地域との関係構築の内容を変更するときも、助成事業の内容変更該当します。

※変更申請に当たり、変更となった部分がわかる資料を添付してください。

※軽微な変更については変更申請書の提出は必要ありませんが、事前に公社へご相談ください。

【※軽微な変更の例】

- ・助成対象として申請していた機器が廃盤となり、モデルチェンジにより型式が変更となったが、金額変更がない場合（メーカーが後継機種と判断している場合。）。
 - ・助成対象外部分の機器が変更となったが、金額変更がない場合（日射計、気温計等）
- ※上記 2 つの例の場合においても例外が発生した際は、変更申請書の提出をお願いする場合がございます。事前に公社までお問い合わせください。

・公社は変更が妥当であると認めた場合は、必要に応じ条件を付して、その旨を「助成事業計画変更承認通知書」（第 12 号様式）により助成事業者へ通知します。

(5) 事情変更による決定の取消し等（交付要綱第 17 条参照）

公社は、本助成金の交付決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

(6) 事業者情報の変更に伴う届出（交付要綱第 18 条参照）

助成事業者は、次の情報を変更した場合は、速やかに「事業者情報の変更届出書」（第 13 号様式）を公社に提出してください。

助成事業者	事業者情報の変更内容
個人事業主	氏名、住所等
法人等	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等

➤ 提出期限 ⇒ 速やかに

(7) 債権譲渡の禁止（交付要綱第 19 条参照）

助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継することは原則として認められません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

(8) 工事遅延等の報告（交付要綱第 20 条参照）

助成事業者は、「事業実施計画書」又は「助成事業計画変更申請書」の内容に基づき、工事等を進捗させるよう努めなければなりません。やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに「工事遅延等報告書」（第 14 号様式）を公社に提出してください。

➤ 提出期限 ⇒ 速やかに

- ・遅延等の理由及びその内容を審査し、認められた場合、公社は、助言や必要な措置をとりますので、助成事業者は指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は、助成金の支払いが行われなかったことがあります。

(9) 助成事業の中止又は廃止の報告（交付要綱第 21 条参照）

助成事業者は、やむを得ない理由により、助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに「助成事業中止（廃止）申請書」（第 15 号様式）を公社に提出し、承認を得る必要があります。

➤ 提出期限 ⇒ 速やかに

- ・公社は申請内容を審査し、妥当であると認めたときは、事業の中止（廃止）の承認を行い、その旨を助成事業者へ「助成事業中止（廃止）承認通知書」（第 16 号様式）により通知します。なお、承認に当たり、公社は助成事業者に対し、必要に応じて条件を付する場合があります。

(10) 助成事業の実績の報告（交付要綱第 22 条参照）

助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに「実績報告書兼助成金交付請求書」（第 17 号様式）及び添付資料を公社に提出してください。

➤ 提出期限⇒助成事業が完了した日から起算して 30 日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日までに提出すること

➤ 最終提出期限 ⇒ 令和 6 年 11 月 29 日 17 時まで（必着）

- ・複数年度に跨る事業の場合は、全ての工事が完了した後に、まとめて実績を報告してください。

- ・助成事業の完了日は、設置工事、設備の試運転の完了及び助成事業者における支出義務額（助成対象経費全額）を支出完了（精算を含む）した日とします。

また、助成事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月末までに現金払い（金融機関による振込）で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めません。

※事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに公社へ報告してください。

3.8 助成金の額の確定及び助成金の交付（交付要綱第 23 条参照）

公社は、実績報告書兼助成金交付請求書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査・面接（ヒアリング）等により、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を「助成金額確定通知書」（第 18 号様式）により助成金を支払うものとします。

- ・上記の規定により確定する本助成金の額は、第 10 条第 3 項の交付決定通知書に記載した交付決定額（変更された場合にあっては、変更された後の額）と、助成金の実績報告額のいずれか低い額とします。

※本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。

※助成金の額が確定した後であっても、「3.9 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。

3.9 交付決定の取消し（交付要綱第 24 条参照）

助成事業者が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けることがあります。

- ①虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ②交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- ⑤その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令・条例又は交付要綱の規定に違反したとき。

＜取消しの具体例＞

- ・要件を満たさない仕様の設備を設置した場合
 - ・再生可能エネルギー発電が FIT 制度又は FIP 制度における認定を受けた場合
 - ・交付決定日前に、発注、契約書の締結を行っていた場合
 - ・他の都の助成金等との重複受給が判明した場合
 - ・本手引き及び交付要綱に明記されている事業に必要な提出書類が提出されない場合
- 公社は、上記により取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者へ通知します。

3.10 助成金の返還（交付要綱第 25 条参照）

公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付された助成金があるときは、助成事業者は、助成金の全部又は一部を公社に返還しなければなりません。公社はその旨を助成事業者へ「助成金返還請求通知書」（第 20 号様式）により通知します。また、助成事業者は、公社から「助成金返還請求通知書」（第 20 号様式）により通知を受け、助成金の返還を行った場合には、「助成金返還報告書」（第 21 号様式）」により、公社へ報告する必要があります。

3.11 違約加算金（交付要綱第 26 条参照）

「3.9 交付決定の取消し」により助成金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、公社は、助成事業者に対し、助成金を受領した日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求いたします。

- ・助成事業者は、上記による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.12 延滞金（交付要綱第 27 条参照）

助成事業者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに返還金額（違約加算金がある場合には違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、公社は助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求いたします。

- ・助成事業者は、上記による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.13 他の助成金等の一時停止（交付要綱第 28 条参照）

公社は、助成事業者に対し、助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺いたします。

3.14 財産の管理及び処分（交付要綱第 29 条参照）

助成事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければなりません。

- ・取得財産等については、処分制限期間において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図り、処分を行ってはなりません。
- ・助成事業者は、処分制限期間内、助成対象設備の処分（次項の場合を除く。）により、取得財産等の所有者を変更しようとする場合は、あらかじめ公社の承認を受けなければなりません。なお、この場合において、助成事業者における本助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は、当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等に係る交付要綱の規定中「助成事業者」とあるのは「変更後所有者」と読み替えて、当該各規定を適用します。
- ・上記の承認を受けようとするときは、助成事業者は、当該変更後所有者と共同で、速やかに「所有者変更承認申請書」（第 22 号様式）を公社に提出しなければなりません。
- ・公社は、上記による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る所有者の変更を承認するものとします。

- ・取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって処分制限期間内に処分をしようとする場合は、「取得財産等処分承認申請書」（第24号様式）により公社の承認を受けてください。

＜参考：処分制限期間＞

再生可能エネルギー等設備の種別	期間
太陽光発電 (建物附属設備の場合)	17年 (15年)
風力発電	17年
水力発電	20年
地熱発電	15年
バイオマス発電	15年
蓄電池	6年
バイオマス燃料製造	15年

- ・公社は、上記の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、当該助成事業者に対し、助成金等交付財産の処分に係る算出金を「財産等の処分及び電力供給解除に係る納付額通知書」（第25号様式）により請求するものとします。
- ・助成事業者は、処分に係る算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.15 電力供給施設の変更（交付要綱第 30 条参照）

助成事業者は、電力供給施設の変更をしようとする場合、あらかじめ公社へ「電力供給施設変更申請書」（第 26 号様式）を提出し、公社の承認を受けなければなりません。ただし、供給開始後 10 年の期間を経過した場合はこの限りではありません。

- ・公社は、上記の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る電力供給施設の変更を承認するものとします。

3.16 電力供給解除の制限（交付要綱第 31 条）

助成事業者は、電力供給施設に対して助成対象設備から得られた電気の供給を解除しようとする場合、あらかじめ公社へ「電力供給解除承認申請書」（第 28 号様式）を提出し、公社の承認を受けなければなりません。ただし、供給開始後 10 年の期間を経過した場合、又は事前に公社の承認を得た場合はこの限りではありません。

- ・公社は、上記の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る電力供給解除を承認し、公社の定める方法により算出した額を「財産等の処分及び電力供給解除に係る納付額通知書」（第 25 号様式）により請求するものとします。

解除に係る算出金 = 助成金額 - (助成金額 / 120 (箇月)) × 供給開始後経過箇月数

- ・助成事業者は、電力供給解除に係る算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.17 算出金の請求等（交付要綱第 32 条参照）

公社は、3.14（5）の承認及び 3.16（1）の承認を同時にしようとするときは、処分に係る算出金又は解除に係る算出金のうち、いずれか多い額を請求するものとします。また、過去に 3.16（3）を納付した助成対象事業者が、3.14（5）の承認を行う場合は、処分に係る算出金から解除に係る算出金を控除した額を請求するものとします。

- ・公社は、公社の請求に基づき、助成事業者から算出金が納付されたときは、処分又は解除を承認するものとします。

3.18 助成事業の経理（交付要綱第 33 条参照）

助成事業に係る帳簿や支出の根拠となる書類について

- ・助成事業の経理について、助成事業者は、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えておく必要があります。
- ・助成事業者は、上記根拠書類等について、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から処分制限期間を超過するまで保存する義務を負っていただきます。

3.19 調査等、指導・助言（交付要綱第 34 条、35 条参照）

公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関する報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければなりません。

- ・本事業で設置した助成対象設備について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。

なお、助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付決定の取り消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

3.20 個人情報等の取り扱い（交付要綱第 36 条参照）

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供する他、国及び他の地方公共団体が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用いたします。

- ・公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者等が都及び国等から交付される助成金その他の給付金の額に係る情報を都、国及び他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国及び他の地方公共団体等から収集する場合があります。
- ・上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

3.21 その他

本事業に係る都から公社への事務費の補助期間終了後は、交付要綱並びに手引きにおいて公社が行うこととされている各手続等については、東京都が実施するものとします。

3.22 様式一覧

様式	書式名称	交付要綱
共通様式1	助成対象事業経費内訳	—
共通様式2	関係法令手続状況報告書	—
第1号様式	助成金交付申請書	第8条
第2号様式	誓約書	第8条
第3号様式	助成対象事業の実施に係る同意書	第8条
第4号様式	事業実施計画書	第8条
第5号様式	助成金交付決定通知書	第10条
第6号様式	助成金不交付決定通知書	第10条
第7号様式	助成事業開始届	第13条
第8号様式	助成金交付申請撤回届出書	第14条
第9号様式	助成事業承継承認申請書	第15条
第10号様式	助成事業承継(承認・不承認)通知書	第15条
第11号様式	助成事業計画変更申請書	第16条
第12号様式	助成事業計画変更承認通知書	第16条
第13号様式	事業者情報の変更届出書	第18条
第14号様式	工事遅延等報告書	第20条
第15号様式	助成事業中止(廃止)申請書	第21条
第16号様式	助成事業中止(廃止)承認通知書	第21条
第17号様式	実績報告書兼助成金交付請求書	第22条
第18号様式	助成金額確定通知書	第23条
第19号様式	助成金交付決定取消通知書	第24条
第20号様式	助成金返還請求通知書	第25条
第21号様式	助成金返還報告書	第25条
第22号様式	所有者変更承認申請書	第29条
第23号様式	所有者変更承認通知書	第29条
第24号様式	取得財産等処分承認申請書	第29条
第25号様式	財産等の処分及び電力供給解除に係る納付額通知書	第29-31条
第26号様式	電力供給施設変更申請書	第30条
第27号様式	電力供給施設変更承認通知書	第30条
第28号様式	電力供給解除承認申請書	第31条
第29号様式	財産等の処分及び電力供給解除承認通知書	第32条

4. 申請書類提出方法

4.1 提出方法

原則として、電子メールで提出してください。

- (1) 電子メールにより提出する場合のファイル作成時注意事項（※交付申請書、助成事業開始届、実績報告書等、各種共通）
- ① ホームページから申請書提出用フォルダを取得してください。
 - ② 交付申請、助成事業開始届等の親フォルダ内の子フォルダ名称に従って、該当する様式・添付資料を格納してください。
 - ③ 格納データは PDF 形式とし、様式については必ず Excel データ原本も添付してください。
 - ④ 格納データは様式・添付資料の名称や番号等が必ずわかるようにしてください。
 - ⑤ 次の公社指定のメールアドレスに申請書類一式を添付の上、送信してください。

申請専用メールアドレス※
saiene-offsite@tokyokankyo.jp

※申請書の受付専用のメールアドレスになりますのでご注意ください。

- (2) 郵送により申請する場合

ホームページからダウンロードした各様式一式に記載されている注意事項を遵守し、提出してください。

4.2 お問い合わせ先

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

創エネ支援チーム

TEL：03-5990-5067

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

4.3 提出書類一覧

(1) 交付申請に必要な提出書類一覧

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	蓄電池 (単独設置)	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式	○	○	○	○	○	○	
2	誓約書	第2号様式	○	○	○	○	○	○	
3	助成対象事業の実施に係る同意書	第3号様式	△	△	△	△	△	△	助成対象事業者と助成対象設備を設置する施設又は土地の所有者が異なる場合に提出してください。
4	事業実施計画書	第4号様式	○	○	○	○	○	○	
5	蓄電池容量選定理由書	第4号様式別紙1	△	△	△	△	△	○	蓄電池を導入する場合は提出してください。 ・施設で必要とされる負荷側の電力を、使用機器ごとに記載してください。 ・都内特定施設で必要とされる負荷側の電力を元に、適切な容量となっていることを確認してください。 ・発災用に保持する蓄電容量、発災用に蓄電池から供給される特定負荷、停電時専用電源の設置場所(配置図)、専用電源設置場所の選定理由、コンセント等までの系統図、停電時の動作説明図、確認に必要な書類を添付してください。
6	バイオマス依存率計算書	第4号様式別紙2	-	-	-	-	○	-	
7	助成対象事業経費内訳	共通様式1	○	○	○	○	○	○	
8	関係法令手続状況報告書	共通様式2	○	○	○	○	○	○	設備導入場所が複数の場合は、導入場所ごとに提出してください。
9	登記簿謄本(現在事項全部証明書)の写し	添付資料1	△	△	△	△	△	△	法人の場合に提出してください(共同申請の場合は、申請者全員分が必要です。) ・発行から3ヵ月以内のもの ※「法律により直接設立された法人」(実施要綱第5条第1項第一号ケ)に該当する場合は、それを証明する行政機関から通知された許可証等の写しを提出してください。
	青色申告者であることを証明する書類(写し)直近1か年分		△	△	△	△	△	△	個人事業主の場合に提出してください。(共同申請の場合は、申請者全員分が必要です。) ・直近1か年分 ・以下のいずれかと開業届(写し)を提出してください。 ①税務代理権限証書の写し ②税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違ないことの証明(任意様式) ③税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写し ※マイナンバーが記載されている箇所は黒塗りにしてください。 ④事業所得に係る納税通知書等の写し等

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	蓄電池(単独設置)	備考
10	設置場所（建物又は土地）の全部事項証明書の写し	添付資料 2	○	○	○	○	○	○	助成対象設備を設置する場所の全部事項証明書を提出してください。 ・発行から3ヵ月以内のもの ①建物に設置する場合：現在事項全部証明書（建物）（ただし、新築で未登記の場合は、確認申請書、確認済証又は検査済み証の写しを提出してください。） ②土地に設置する場合：現在事項全部証明書（土地） ・表題部及び権利部の記載があるもの ③設置場所が登記を要しない場合：事前に公社までお問い合わせください。
11	工事に係る工程表	添付資料 3	○	○	○	○	○	○	次の事項を記入してください。 ・助成対象事業の名称 ・工事等契約予定日 ・工事の開始予定日及び完了予定 日 ・試運転の開始予定日及び完了予定日 ・検収予定日 ・実績報告書の提出予定日
12	見積書	添付資料 4	○	○	○	○	○	○	助成事業に要する経費及び助成対象経費の根拠となる見積書を提出してください。 ・「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」（共通様式）の記載項目と突合できるように番号等を付けその番号等を記載してください。また、機器については「設備の仕様内容がわかるもの」（添付資料6）と整合性を必要に応じてとってください。 ・経費の区分（設計費、設備費、工事費の区分）及び助成対象経費が明確に分かるように内訳を記載してください。 ・競争により請負会社を選定する必要があります。選定方法の確認のため、2社以上の見積書を提出してください。契約締結は交付決定通知発行後に行ってください。 ・競争により請負会社を選定する場合は、同等程度の仕様として認められるものを徴収してください。
13	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	添付資料 5	△	△	△	△	△	△	助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達等がある場合は提出してください。
14	設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット等）	添付資料 6	△	△	△	△	△	△	・「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要URLが明示できない場合は、機器の仕様、メーカー名、型式、能力等が確認できるものを提出してください。 ・対象機器が確認できるよう、メーカー等で印を付けてください。

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	蓄電池 (単独設置)	備考
15	システム系統図	添付資料 7	○	○	○	○	○	○	・ 助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが確認できるよう記載してください。 ・ 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）凡例等で示してください。 ・ 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。 ・ 助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」（第 4 号様式）の 2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」（共通様式 1）に記載されている見積番号を記載してください。
16	単線結線図	添付資料 8	○	○	○	○	○	○	・ 助成対象となる発電設備等を確認できるよう作成してください。 ・ 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）凡例等で示してください。 ・ 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。 ・ 電力会社との責任分界点から発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。 ・ 発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し明確に分かるように色分け等してください。なお連系点が複数ある場合には、全数記載してください。 ・ 助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」（第 4 号様式）の 2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」（共通様式 1）に記載されている見積番号を記載してください。
17	機器配置図	添付資料 9	○	○	○	○	○	○	・ 導入設備と設置場所の寸法を記載した平面図と立面図を作成してください。 ・ 「事業実施計画書」（第 4 号様式）の 2. 設備の概要へ記載した機器はすべて平面図へ記載してください。 ・ 太陽光発電設備の場合はモジュールの角度及び方位を付記してください。 ・ 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）凡例等で示してください。 ・ 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。 ・ 助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」（第 4 号様式）の 2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」（共通様式 1）に記載されている見積番号を記載してください。

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	蓄電池 (単独設置)	備考
18	対象施設等で必要とされる電力の計算根拠	添付資料10	○	○	○	○	○	○	「事業実施計画書」(第4号様式)の3. 導入効果の計算根拠となるシミュレーションデータを作成してください。 以下のいずれかの方法にて計算根拠を示してください。 <発電等設備> ①既築の施設の場合 ⇒直近1年間の根拠資料(電気事業者発行の使用電力量が記載されている書類)を提出してください。 ②新築の施設の場合 ⇒積算根拠を明確にした資料を提出してください。 例1) 新築の施設で使用予定の機器一覧を作成し、その機器の出力や使用予定時間から消費電力量を計算した資料 例2) 同規模の建物(設備の導入施設との面積比±10%)で、類似した使用用途である建物の使用実績から消費電力量を推計した資料(登記簿謄本(全部事項証明書)、直近1年間の根拠資料)
19	再エネ設備から供給される発電量の計算根拠	添付資料11	○	○	○	○	○	○	「事業実施計画書」(第4号様式)の3. 導入効果の計算根拠となるシミュレーションデータを作成してください。 「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要へ記載した機器の能力と整合性がとれること。 - バイオマス発電設備を導入する場合は、「低位発熱量を証明する資料」(添付資料15)に記載された機器の能力と整合性がとれること。 - 太陽光発電設備については、周辺の建物や樹木等の影による影響も考慮してシミュレーションしてください。
20	掘削に係る資料	添付資料12	-	-	-	○	-	-	地熱発電設備を導入する場合に提出してください。 - 調査堀及び掘削本数、深度、地熱源に関する資料等 - 交付申請時点で掘削を実施していない場合は、実施次第、提出してください。
21	バイオマスの調達に係る資料	添付資料13	-	-	-	-	○	-	バイオマス発電を導入する場合に提出してください。 バイオマスの調達計画が確認できるもの(契約書、覚書等)
22	灰の処分に係る資料	添付資料14	-	-	-	-	○	-	バイオマス発電を導入する場合に提出してください。 発生した灰の処分計画が確認できるもの(契約書、覚書等)

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	蓄電池 (単独設置)	備考
23	低位発熱量を証明する資料	添付資料15	-	-	-	-	○	-	バイオマス発電を導入する場合に提出してください。 ・「バイオマス依存率計算書」(第4号様式別紙2)及び「再エネ設備から供給される発電量の計算根拠」(添付資料11)と整合性がとれること。 ・低位発熱量を分析した分析報告書、又は製品保証書等
24	バイオマス燃料利用計画	添付資料16	-	-	-	-	△	-	バイオマス燃料製造設備を導入する場合に提出してください。 ・「事業実施計画書」(第4号様式)の2.設備の概要に記載した内容の根拠となるもの。
25	バイオマス燃料製造計画	添付資料17	-	-	-	-	△	-	バイオマス燃料製造設備を導入する場合に提出してください。 ・「事業実施計画書」(第4号様式)の2.設備の概要に記載した内容の根拠となるもの。
26	リース契約書及びリース計算書(案)	添付資料18	△	△	△	△	△	△	リース契約を行う場合に提出してください。 ・リース契約書(案)を提出してください。 ・リース料から助成金相当分を減額してください。 ・交付申請時点でリース料が決定している場合は、リース料から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書(助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提出してください。
27	自己託送、小売電気事業者を介して供給することに係る申込書(写し)	添付資料19	○	○	○	○	○	△	自己託送又は再エネ電源を特定して電力を供給する場合は、以下の書類を提出してください。 ＜1. 自己託送で電力を供給する場合＞ ・発電側：接続検討申込書等 ・需要側：接続供給兼基本契約申込書等 ＜2. 再エネ電源を特定して電力を供給する場合＞ ・上記1.の書類 ・再エネ電源を特定して電力を供給することがわかる書類
28	電力購入契約書(写し)又は契約書案	添付資料20	△	△	△	△	△	△	実施要綱第5条第2項の共同申請を行う場合に、電力需要家と発電事業者間で締結する電力購入契約書又は契約書案を提出してください。
29	交付要綱第3条第1項第二号を満たすことがわかる資料(写し)	添付資料21	△	△	△	△	△	△	実施要綱第5条第2項の共同申請を行う場合かつ助成金支払先を都内電力需要家以外とする場合に、売電価格の計算書等を提出してください。

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	蓄電池 (単独設置)	備考
30	交付要綱第3条第2項第一号を満たすことがわかる資料（写し）	添付資料22	○	○	○	○	○	△	・自治体等との協定書（案も可）、協議書等を提出してください。 ・都内特定施設に蓄電池を単体設置する場合は不要です。
31	交付要綱第3条第2項第二号ア～オいずれかを満たすことがわかる資料（いずれも写し）	添付資料23	○	○	○	○	○	△	交付要綱第3条第2項第2号ア～オのいずれか該当する資料を提出してください。 （例） ア：小売電気事業者との電力供給契約書又は申込書、小売電気事業者の商業登記簿 イ：株主名簿、株主の商業登記簿 ウ：施工申込書、O&M申込書、申込先事業者の商業登記簿 エ：需給管理に係る契約申込書、申込先事業者の商業登記簿 オ：公社が認める資料等 ・都内特定施設に蓄電池を単体設置する場合は不要です。
32	第三者利用許可書、賃貸借契約書等（写し）	添付資料24	△	△	△	△	△	△	助成対象事業者と助成対象設備を設置する施設又は土地の所有者が異なる場合に提出してください。 ・以下の書類等を提出してください。 ①施設利用許可書（写し） ②賃貸借契約書（写し）
33	許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等がわかる資料	添付資料25	△	△	△	△	△	△	必要な場合に提出すること。
34	事業計画策定ガイドライン遵守確認資料	添付資料26	○	○	○	○	○	○	「事業実施計画書」（第4号様式）の9. 実施事業に関する事項に記載した【計画の概要】の内容がわかる資料を提出してください。
35	国等の補助金等において受領した交付決定通知書等（写し）	添付資料27	△	△	△	△	△	△	・国等の補助金の交付を受ける場合に提出してください。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出してください。
36	電子データ一式		△	△	△	△	△	△	郵送により申請する場合は、申請様式書類（PDF等）の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。
37	その他公社が必要と認める書類	添付資料28	△	△	△	△	△	△	その他、必要とする書類がある場合に提出してください。

(2) 事業開始時に必要な提出書類一覧

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	蓄電池（単独設置）	備考
1	助成事業開始届	第7号様式	○	○	○	○	○	○	
2	助成対象事業経費内訳	共通様式1	△	△	△	△	△	△	申請時から変更があった場合に提出してください。
3	工事に係る工程表	添付資料1	△	△	△	△	△	△	申請時から変更があった場合に提出してください。
4	工事契約書（写し）	添付資料2	○	○	○	○	○	○	設計、購入、工事の契約書の写しを提出してください。
5	見積書	添付資料3	△	△	△	△	△	△	申請時から変更があった場合に提出してください。 ・内訳の各品目に番号等を付け、「助成対象事業経費内訳」（共通様式）の記載項目と突合できるようにしてください。
6	リース契約書及びリース計算書（写し）	添付資料4	△	△	△	△	△	△	リース契約を行う場合に提出してください。 ・リース契約書（写し）を提出してください。 ・リース料から助成金相当分を減額してください。 ・リース料から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書（助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提出してください。
7	電子データ一式		△	△	△	△	△	△	郵送により申請する場合は、申請様式書類（PDF等）の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。
8	その他公社が必要と認める書類	添付資料5	△	△	△	△	△	△	その他、必要とする書類がある場合、申請時から変更があった書類は提出してください。

(3) 実績報告時に必要な提出書類一覧

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	蓄電池（単独設置）	備考
1	実績報告書兼助成金交付請求書	第17号様式	○	○	○	○	○	○	
2	助成対象事業経費内訳	共通様式1	○	○	○	○	○	○	
3	関係法令手続状況報告書	共通様式2	△	△	△	△	△	△	申請時から内容に更新がある場合（調整中の法令があった場合等）に提出してください。
4	工事に係る工程表	添付資料1	○	○	○	○	○	○	次の事項を記載してください。 ・ 助成対象事業の名称 ・ 工事等契約日 ・ 交付決定日 ・ 工事の開始日及び完了日 ・ 試運転の開始日及び完了日 ・ 検収日（設備・工事をそれぞれ記載） ・ 支払日 ・ 実績報告書の提出予定日
5	システム系統図	添付資料2	○	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。
6	単線結線図	添付資料3	○	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。
7	機器配置図	添付資料4	○	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。
8	銘板写真	添付資料5	○	○	○	○	○	○	・ 「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要と型式名等が突合できるようにしてください。 ・ 「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要の型式・製造番号の表示が欠けず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるものを提出してください。 ・ 同一型式の機器は、代表となるものを1枚撮影し、提出してください。 ・ 1つの設備種別に複数の型式がある場合は、型式毎に写真を撮影し、提出してください。 ※写真はカラーで提出してください。
9	工事写真	添付資料6	○	○	○	○	○	○	・ 助成対象設備の工事前及び工事完了後の設置状態を示す写真を撮影し、提出してください。 ・ 「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要の各機器搬入時に、数量が突合できる写真を撮影し、ご提出ください。 ※写真はカラーで提出してください。
10	契約書（写し）	添付資料7	○	○	○	○	○	○	発注書又は請書でも可とします。
11	請求書（写し）	添付資料8	○	○	○	○	○	○	
12	領収書（写し）	添付資料9	○	○	○	○	○	○	
13	保証書又は出荷証明書（写し）	添付資料10	○	○	○	○	○	○	製造番号及び設置住所を明記してください。
14	試運転結果報告書	添付資料11	○	○	○	○	○	○	設置完了後に試運転した結果をまとめてください。

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	蓄電池 (単独設置)	備考
15	電力会社との協議内容がわかる資料（写し）	添付資料12	○	○	○	○	○	○	電力購入に関する電力会社の文書（照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等）、協議に関する議事録等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を提出してください（例：系統連系に対する検討結果回答書等）。
16	国等の補助金等において受領した交付額確定通知書等（写し）	添付資料13	△	△	△	△	△	△	国等の助成金等の交付を受ける場合に提出してください。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談してください。 ・公社から指示がある場合は、国等の補助金等に係る交付要綱、提出書類等を併せて提出してください。
17	自己託送、再エネ電源を特定して供給することに係る契約書（写し）	添付資料14	○	○	○	○	○	△	自己託送又は、再エネ電源を特定して電力を供給する場合は、以下の書類を提出してください。 ＜1. 自己託送で電力を供給する場合＞ ・発電側：発電量調整供給契約書等 ・需要側：接続供給契約書等 ＜2. 再エネ電源を特定して電力を供給する場合＞ ・上記1. の書類 ・再エネ電源を特定して電力を供給することがわかる書類
18	電力購入契約書又は契約書（写し）	添付資料15	△	△	△	△	△	△	交付申請時に提出した資料について、確定資料（締結済契約書等）を提出してください。 なお、交付申請時に締結済契約書を提出している場合の再提出は不要とします。
19	交付要綱第3条第2項第一号を満たすことがわかる資料（写し）	添付資料16	○	○	○	○	○	△	交付申請時に提出した資料について、確定資料（締結済協定書等）を提出してください。 交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とします。
20	交付要綱第3条第2項第二号ア～オいずれかを満たすことがわかる資料（いずれも写し）	添付資料17	○	○	○	○	○	△	交付申請時に提出した資料について、確定資料（締結済契約書等）を提出してください。 なお、商業登記簿等交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とします。
21	許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等がわかる資料	添付資料18	○	○	○	○	○	△	交付申請時に提出した資料について、確定資料（許認可証等）を提出してください。
22	再エネ設備情報及び電力調達の取組内容が公表されていることがわかる資料	添付資料19	○	○	○	○	○	○	次の事項が記載されている資料を提出してください。 ・導入した設備の概要（設備種別、容量等） ・設備の導入場所及び供給場所 ・導入の目的 ・導入及び電力供給のスキーム ・再エネ設置地域との関係構築の内容（交付要綱第3条第2項） ・用地確保の手法

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	蓄電池 (単独設置)	備考
23	振込口座が確認できる資料	添付資料20	○	○	○	○	○	○	振込口座が確認できる資料（通帳等の写し）を提出してください。
24	電子データ一式		△	△	△	△	△	△	郵送により申請する場合は、申請様式書類（PDF等）の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。
25	その他公社が必要と認める書類	添付資料21	△	△	△	△	△	△	その他、必要とする書類がある場合、申請時から変更があった書類は提出してください。

5. 申請書類作成例

5.1 添付資料作成例

① 見積作成の例 【太陽光発電の場合】

見本

令和XX年XX月XX日

御見積書

株式会社△△ 御中

株式会社〇〇

都市環境事業部

開発課

東京都新宿区〇〇〇丁目

tel:03-1234-5678

合計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	(税抜)
----	------------	------

助成事業名称：○△□導入事業

納期：

お支払い条件：検収翌月末までに現金支払

見積有効期限：令和XX年XX月XX日

納入現場名 : 設置場所名称・住所等

見積照会番号：×××-×××

[illegible]

特記事項

[illegible]

② 領収書作成の例 【太陽光発電の場合】

見本

令和XX年XX月XX日

領 収 書収入
印紙

〇〇〇株式会社 御中

株式会社 □□

創エネ推進部

合計金額(税込)： 〇〇,〇〇〇,〇〇〇

但し、 として

上記の金額、正に受領致しました

東京都江東区□□□-3-3-3

TEL:03-22222-2222

事業名：太陽光発電導入事業

領収書No：

見積照会No

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
	太陽光設備費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	太陽光設備工事	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	処分費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	諸経費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	

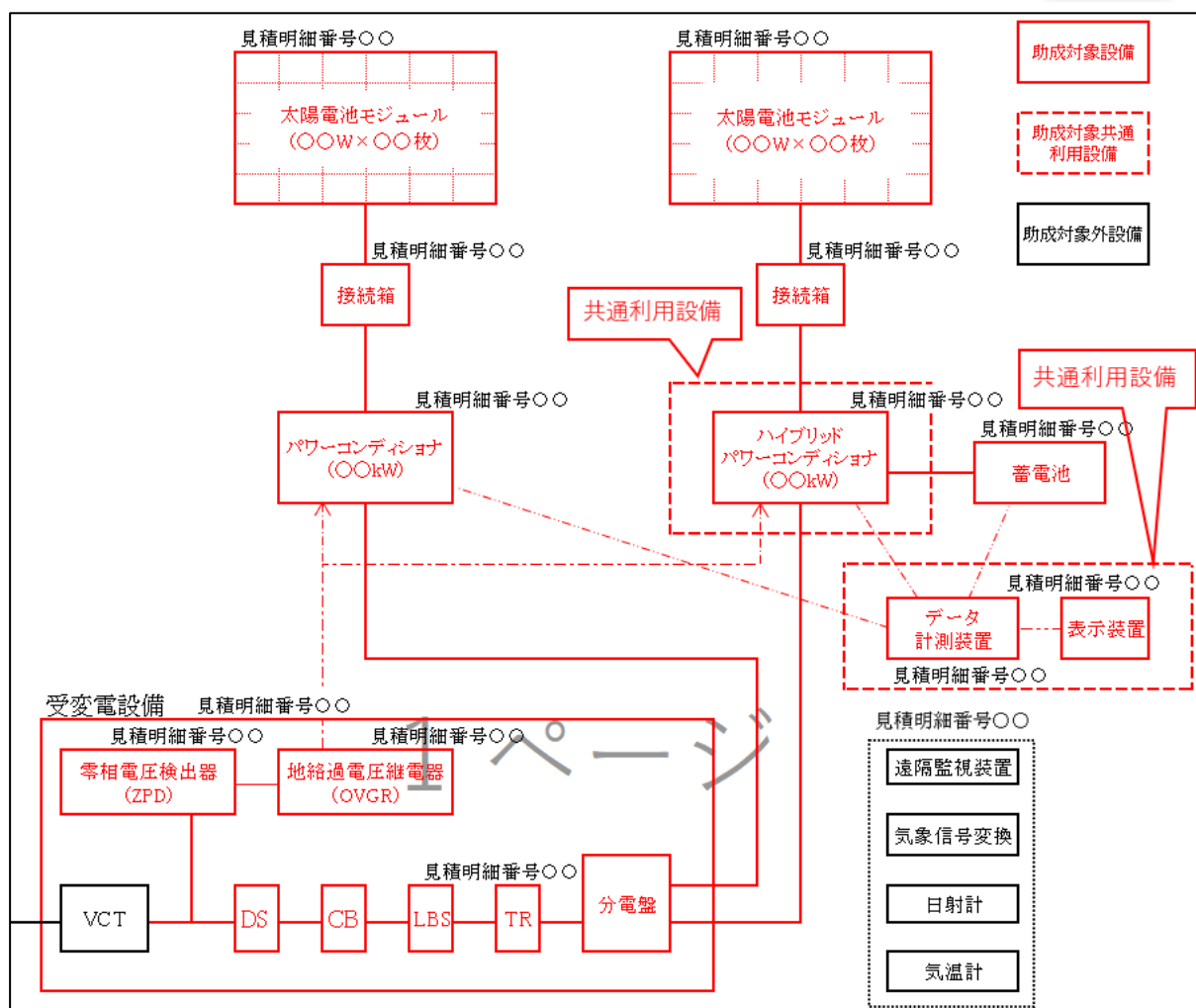
事業費の精算が確認できるよう、領収書等を準備してください。

備考：

③ システム系統図

【太陽光発電の場合】

見本



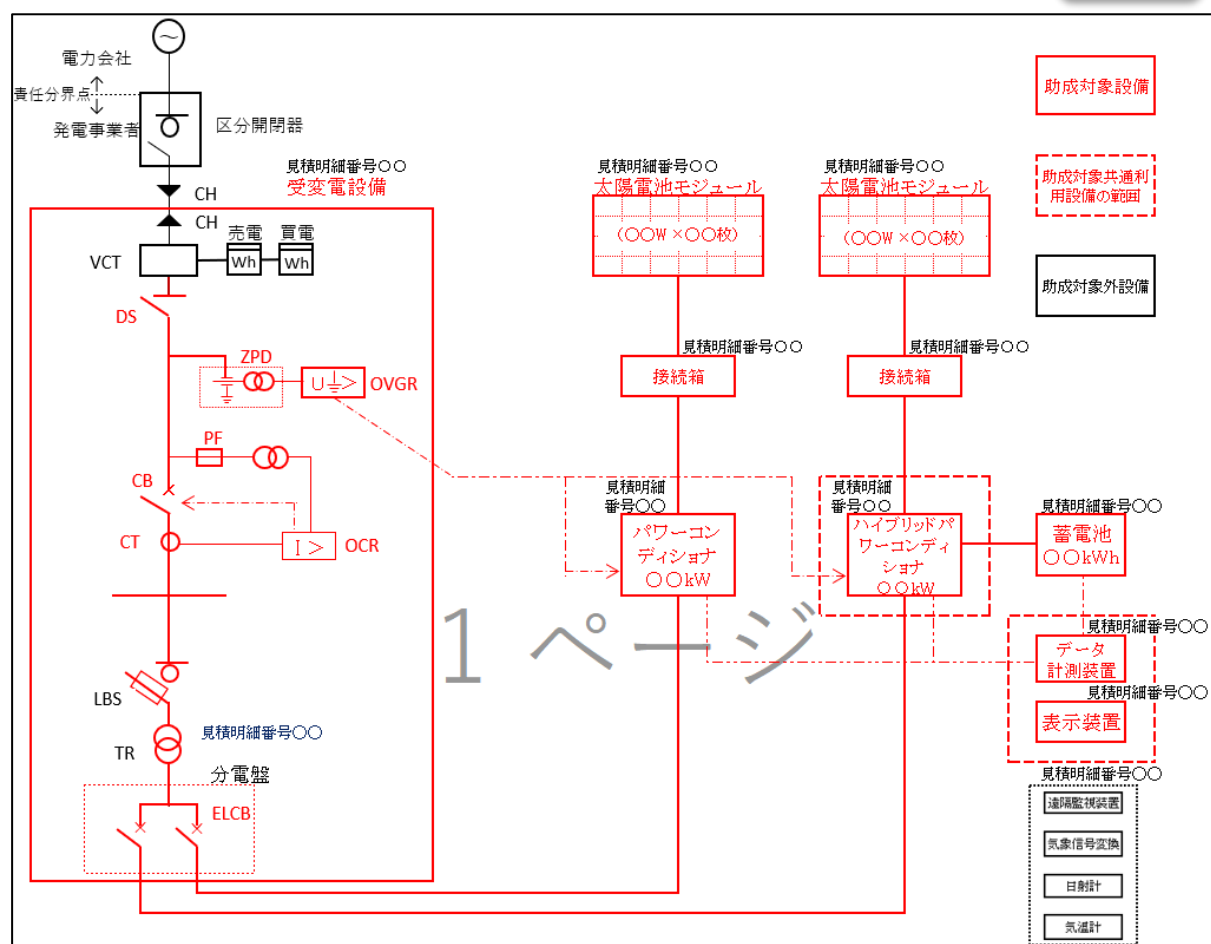
以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが確認できるよう記載してください。
- 発電設備については、機器の能力（出力、容量、機器能力）を記載してください。助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。

④ 単線結線図

【太陽光発電の場合】

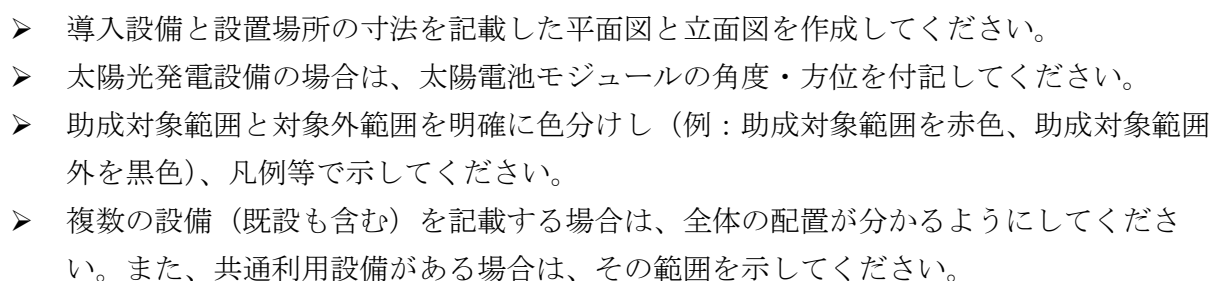
見本



以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 助成対象となる発電設備等を確認できるよう作成してください。
- 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。
- 電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。
- 発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。

【太陽光発電の場合】



6. よくある質問

6.1 助成金制度について

Q. 101 交付申請書の提出から交付決定までの期間はどのくらいですか。

A. 101 1.5～2カ月ほどが目安となります。また、書類に不備があり修正、再提出いただくことになると、その期間は審査が止まってしまいます。審査停止期間が長くなるほど交付決定に時間がかかります。**※申請件数、申請額状況等に関しては原則、お答えできません。**

Q. 102 再エネ設備の設置地域は、関東圏外（東京電力管外）でも問題ないですか。

A. 102 都外であれば他に制限はありません。実現可能で要件を満たすものであればご申請いただけます。

Q. 103 都内需要先施設が2か所以上の計画でも申請できますか。

A. 103 可能です（「3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項」）。

Q. 104 発電設備が2か所以上の計画でも申請できますか。

A. 104 可能です（「3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項」）。

Q. 105 今年度に不交付決定となった場合、来年度に申請することはできますか。

A. 105 事業内容を見直し、助成事業の要件を満たせば申請することができます。申請方法等は年度ごとに手引き・様式等をご確認ください。

Q. 106 図面ができたので申請前に確認していただけますか。

A. 106 事前審査は行っておりません。ご了承ください。

6.2 助成対象について

Q. 201 都外に再エネ設備を設置し、都内の特定の施設に電気を供給し、当該施設で消費する事業は助成対象となりますか。

A. 201 助成対象となります。都外から都内に電気を供給するだけの事業は助成対象外です。都内の当該施設で消費することが要件となりますのでご注意ください。

Q. 202 都内需要先施設の受電設備に係る工事費は助成対象経費となりますか。

A. 202 助成対象外となります。都外の再エネ設備連系用遮断器までを助成対象範囲とします（手引き P. 27）。

Q. 203 電力会社へ支払う工事負担金について、必要経費のため助成対象経費に含めてもよいですか。

A. 203 系統連系に係る費用は助成対象外範囲のため、工事負担金は助成対象外となります。

Q. 204 交付要綱第3条第2項第一号に係る“給電用コンセント”の費用は助成対象経費となりますか。

A. 204 助成対象となります。ただし、事業実施において過剰とみなされる設備は助成対象外とします（予備、将来用、助成対象事業外で用いるものは対象外です。）。

Q. 205 蓄電池は再エネ設備への併設が必須ですか。

A. 205 再エネ設備への併設、都内特定施設への設置どちらでも申請可能です。

Q. 206 助成対象経費、助成対象外経費がわかる一覧表はありますか。

A. 206 一覧表は以下のとおりです。詳細な判断は審査の中で行いますので、申請内容によっては下記のとおりとならない場合があります。

	助成対象経費	助成対象外経費
設計費	実施設計費 ※実績報告時に完成図書を要提出 (契約後に作成された図面、構造設計、数量調査等)	基本設計費
	掘削調査費 ※地熱発電方式に限る	事前調査費
設備費	再エネ発電設備 (太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等)	電力会社申請費用
	再エネ発電関連設備 (架台、接続箱、集電箱等)	電力会社からの監視・オンライン出力制御対応装置等
	系統受変電設備 (連系用遮断器から再エネ発電設備側の連系用遮断器、昇圧変圧器、所内変圧器等)	連系用遮断器から連系点までの設備 (構内柱、PAS、高圧ケーブル等)
	計測装置、モニター、エクステンダー (モニターへの増幅器) ※発電に関する計測は対象、系統側の売電・買電に関する計測は対象外。	日射計、気温計、避雷針
		オブティマイザー
		土地の取得及び賃借に係る費用
	蓄電池 (定置用かつ電力調達事業に併設するもの)	過剰であるとみなされるもの、予備又は将来用のもの
	その他発電システムに必要不可欠なもの	中古品
工事費		可搬式の蓄電池
	※以下は、上記設備費の助成対象設備付帯に限る機械基礎工事費 (ただし、必要最低限の工事のみ)	左記の機械基礎以外の工事費 (土木造成、整地、地盤改良、フェンス等)
	据え付け等の工事費	既存構築物の撤去、移設、処分に係る費用
	配線ケーブル、配管等の材料費・工事費	植栽および外構工事費
	法令で義務付けられている工事費	仮設電源工事費 (電源車、発電機等)
	機械設置に必要な足場の仮設費	産廃処分費
	防水、補強、塗装工事費 (設備設置後の実施が可能な場合) 必要最低限・一部分	建屋工事費
	諸経費、一般・現場管理費、共通仮設費、法定福利費	
	試運転調整費、機械損料、養生費	
その他	主任技術者立会費	
		消費税及び地方消費税
		振込手数料
		各種保険・保証料
		FIT、FIP 認定による売電を行うシステム

6.3 申請方法について

Q. 301 申請書を電子メールで提出できますか。

A. 301 申請できます。「4.2 提出方法」に従って提出してください。

Q. 302 交付申請時に提出する見積書（添付資料4）は何社分必要ですか。

A. 302 2社以上からの競争により選定した見積書をご提出ください（「2.7 契約等」）。

Q. 303 社印の押印は必要ですか。

A. 303 公社の様式は基本的にハンコレスです。

Q. 304 各種添付資料のフォーマットはありますか。

A. 304 公社が作成した様式（第〇号様式）以外フォーマットはありませんので、任意書式にてご提出ください。

Q. 305 交付申請時の登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し（添付資料2）、設置場所（建物又は土地）の全部事項証明書の写し（添付資料3）は登記情報提供サービスで取得したものでよいですか。

A. 305 法務局発行（発行から3か月以内）のもののみ有効です。

6.4 その他

Q. 401 本事業における“再エネ設置地域”とはどのような範囲をさしますか。

A. 401 市町村の範囲をさします（例：〇〇県“〇〇市”●●区●●町 ※この場合は〇〇市をさします。）。

Q. 402 助成金交付予定先は助成対象事業者（共同申請者も含む）以外でもいいですか。

A. 402 助成金の交付対象は助成対象事業者（共同申請者も含む）とします。ただし、需要家以外の事業者が助成金の交付を受ける場合は、本助成金相当分を電力需要家へ還元してください（手引き P. 6 ※3）。

Q. 403 自治体との協定を締結する際に、だれが締結すればいいですか。

A. 403 助成対象事業者（共同申請者も含む）と自治体が協定を締結してください。

Q. 404 交付要綱第3条第2項第二号オに係る「関係構築」というのは、どういったものが対象になりますか。

A. 404 交付要綱第3条第2項第二号オを選択される場合は、事前に公社までご相談ください。少なくとも助成対象設備に係るもの、かつ継続性があるものであることが必要となります。

- Q. 405** 交付要綱第3条第2項第一号に係る自治体等との協定書等は、交付申請時点で内容が確定し、契約締結していなければなりません（交付申請：添付資料22）。
- A. 405 交付申請時は協議書等“案”（交付申請：添付資料22）でも申請いただけます。ただし、実績報告時にご提出いただく確定資料（実績報告：添付資料16）と内容に大きな相違が無いように、十分に事前調整及び検討を進めてください。
- Q. 406** 交付要綱第3条第2項第一号に係る自治体等との協定書等は、協定締結が困難な場合、非常時利活用に係る内容を自治体に報告し受領いただく形でもいいですか。
- A. 406 協定締結が原則です。締結を前提として申請・自治体等と調整してください。申請後に、計画変更や協議の結果、協定締結が困難となった場合は事前に公社までご相談ください。本要件の趣旨である、
- ・設置に対して自治体や地域住民の理解を得る
- とともに、非常時の利活用が十分周知されており、実際に活用いただくことが可能であることと照らし合わせ審査いたします。交付に当たっては必要に応じ、自治体を通じた周知等を求める場合があります。
- Q. 407** 発電設備を2カ所以上の自治体に設置し電力をまとめて都内に送電する場合、協定書等の締結先はどの自治体になりますか。
- A. 407 設置先全ての自治体との協定締結が必要となります。
- Q. 408** 発電設備を2カ所以上の自治体に設置し電力をまとめて都内に送電する場合、関係構築をとる設置地域はどこになりますか。
- A. 408 設置先全ての地域との関係構築が必要となります。
- Q. 409** 自治体等との協定締結にかかった費用は助成対象となりますか。
- A. 409 助成対象設備と関係のないものは対象外となります。
- Q. 410** 許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等とは具体的にどのようなものがありますか。
- A. 410 設置地域の土地や事情等により、許認可（届出）、権利使用（又は取得）等の必要な情報は異なると考えます。そのため公社からは開示していませんのでご了承ください。申請者の責任において、確認及び必要な全ての手続きを行ってください。許認可や権利の取得に時間が掛かる場合、申請できない可能性がありますのでご注意ください。実施した内容を許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等がわかる資料（添付資料25）としご提出ください。

再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業
助成金申請の手引き

Ver.3.0

□発行・編集 令和5年4月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿 NSビル 10 階